

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備 考
草津市山寺町字谷田 4 6 4 番 1 から 草津市山寺町字谷田 4 6 4 番 1 まで	変更前	3.2 ～ 4.8	17.6	
	変更後	4.5 ～ 4.9	17.6	

路線名 9 8 0 5 岡本 5 号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備 考
草津市岡本町字南平 4 6 7 番 1 から 草津市岡本町字南平 4 6 7 番 4 まで	変更前	4.2 ～ 4.7	60.5	
	変更後	4.0 ～ 5.0	60.5	

(令和 7 年 3 月 3 1 日掲示済み)

草津市告示第 1 2 6 号

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和 7 年 3 月 3 1 日から令和 7 年 4 月 1 5 日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始日	備 考
2 3 5 1 野路 矢橋 線	草津市野路町字神差 1 2 4 5 番 1 から 草津市野路町字神差 1 2 4 6 番 9 まで	令和 7 年 3 月 3 1 日	
3 4 0 2 下寺 下物	草津市下物町字志戸部 1 2 0 4 番 1 から	令和 7 年 3 月 3 1 日	

	湖岸 線	草津市下物町字志戸部 1 2 0 4 番 1 まで		
3 4 0 4	片岡 下寺 西線	草津市下寺町字東ノ町 2 9 3 番 6 から 草津市下寺町字東ノ町 2 9 3 番 6 まで	令和 7 年 3 月 3 1 日	
3 4 0 7	北大 萱志 那港 線	草津市志那町字十四ノ 坪 2 5 6 8 番 1 から 草津市志那町字十四ノ 坪 1 4 4 番 3 まで	令和 7 年 3 月 3 1 日	
3 5 0 4	新堂 駒井 沢線	草津市駒井沢町字一ツ 橋 3 6 7 番から 草津市駒井沢町字一ツ 橋 3 6 7 番まで	令和 7 年 3 月 3 1 日	
3 7 0 5	新浜 中央 湖岸 線	草津市新浜町字中屋敷 6 7 番から 草津市新浜町字中屋敷 6 7 番まで	令和 7 年 3 月 3 1 日	
3 8 0 1	草津 北山 田港 線	草津市北山田町字石塔 2 7 9 番 1 から 草津市北山田町字石塔 2 7 9 番 1 まで	令和 7 年 3 月 3 1 日	
3 9 0 2	馬場 若草 線	草津市岡本町字大谷 1 5 6 6 番 1 9 から 草津市岡本町字大谷 1 0 0 0 番 2 まで	令和 7 年 3 月 3 1 日	
3 9 0 3	岡本 若草 線	草津市岡本町字中山田 7 8 5 番 1 から 草津市岡本町字大谷 1 0 0 0 番 4 8 まで	令和 7 年 3 月 3 1 日	
3 9 0 5	東草 津青 地線	草津市青地町字後町 5 9 9 番 6 から 草津市青地町字後町 5 5 9 番 3 まで	令和 7 年 3 月 3 1 日	
3 9 0 8	野路 南笠 線	草津市南笠東四丁目字 笹ノ口 3 3 7 番 2 から 草津市南笠東四丁目字 笹ノ口 3 3 8 番まで	令和 7 年 3 月 3 1 日	
4 2 1 2	志那 東 2 号線	草津市志那中町字鎌田 3 5 2 番 1 から 草津市志那中町字鎌田 2 6 1 7 番 1 まで	令和 7 年 3 月 3 1 日	
4 3 1 7	下笠 1 7 号線	草津市下笠町字辻出 9 7 9 番 1 から 草津市下笠町字辻出 9 4 2 番 1 0 まで	令和 7 年 3 月 3 1 日	
5 1 0 4	芦浦 1 号 線	草津市芦浦町字柿 4 6 番 1 から 草津市芦浦町字柿 4 6 番 1 まで	令和 7 年 3 月 3 1 日	
7 2 1 8	南山 田西 1 号	草津市南山田町字里中 8 2 8 番から 草津市南山田町字里中	令和 7 年 3 月 3 1 日	

	線	826番まで		
73 10	矢橋 1号 線	草津市矢橋町字北萱1 948番から 草津市矢橋町字北萱1 952番6まで	令和7年 3月31日	
73 27	矢橋 16 号線	草津市矢橋町字三丁目 1421番2から 草津市矢橋町字北浦町 1385番3まで	令和7年 3月31日	
73 41	新浜 西1 号線	草津市新浜町字中屋敷 64番1から 草津市新浜町字中屋敷 67番1まで	令和7年 3月31日	
73 61	矢橋 31 号線	草津市矢橋町字中庄司 1879番7から 草津市矢橋町字中庄司 1879番6まで	令和7年 3月31日	
81 09	西草 津9 号線	草津市西草津一丁目字 上中ノ町1423番1 から 草津市西草津一丁目字 上中ノ町1423番1 まで	令和7年 3月31日	
84 33	湖州 平北 8号 線	草津市橋岡町字大町3 3番1から 草津市橋岡町字大町3 3番1まで	令和7年 3月31日	
85 09	野路 南9 号線	草津市矢橋町字池ノ内 2番1から 草津市矢橋町字池ノ内 2番1まで	令和7年 3月31日	
92 08	青地 南8 号線	草津市青地町字野中1 139番6から 草津市青地町字野中1 139番6まで	令和7年 3月31日	
97 04	山寺 東4 号線	草津市山寺町字谷田4 65番から 草津市山寺町字谷田4 65番まで	令和7年 3月31日	
97 05	山寺 東5 号線	草津市山寺町字谷田4 64番1から 草津市山寺町字谷田4 64番1まで	令和7年 3月31日	

(令和7年3月31日揭示済み)

草津市告示第 1 2 7 号

草津市造血幹細胞移植後等の予防接種再接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市造血幹細胞移植後等の予防接種再接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市造血幹細胞移植後等の予防接種再接種費用助成事業実施要綱（令和 4 年草津市告示第 8 2 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 4 条 《現行どおり》 （助成対象認定申請） 第 5 条 《現行どおり》 （1）《現行どおり》 （2） <u>親子（母子）健康手帳</u> 等の抗体を失う前の対象者の定期予防接種の履歴を確認することができるものの写し （3）《現行どおり》 第 6 条～第 7 条 《現行どおり》 （実施報告） 第 8 条 《現行どおり》 （1） <u>親子（母子）健康手帳</u> 等の再接種内容を確認することができるものの写し （2）～（3）《現行どおり》 第 9 条～第 1 2 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号（第 5 条関係） （別添 1－1 のとおり） 別記様式第 2 号（第 5 条関係） （別添 2－1 のとおり） 別記様式第 3 号（第 6 条関係） 《現行どおり》 別記様式第 4 号（第 6 条関係） 《現行どおり》 別記様式第 5 号（第 8 条関係） （別添 3－1 のとおり） 別記様式第 6 号 《現行どおり》	第 1 条～第 4 条 《省略》 （助成対象認定申請） 第 5 条 《省略》 （1）《省略》 （2） <u>母子健康手帳</u> などの抗体を失う前の対象者の定期予防接種の履歴を確認することができるものの写し （3）《省略》 第 6 条～第 7 条 《省略》 （実施報告） 第 8 条 《省略》 （1） <u>母子健康手帳</u> 等の再接種内容を確認することができるものの写し （2）～（3）《省略》 第 9 条～第 1 2 条 《省略》 別記様式第 1 号（第 5 条関係） （別添 1－2 のとおり） 別記様式第 2 号（第 5 条関係） （別添 2－2 のとおり） 別記様式第 3 号（第 6 条関係） 《省略》 別記様式第 4 号（第 6 条関係） 《省略》 別記様式第 5 号（第 8 条関係） （別添 3－2 のとおり） 別記様式第 6 号 《省略》

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別添1ー1
別記
様式第1号（第5条関係）
草津市造血幹細胞移植後等の予防接種再接種費用助成対象認定申請書
年 月 日
草津市長

申請者
住 所
氏 名
被接種者との続柄（ ）
電話番号

草津市造血幹細胞移植後等の予防接種再接種費用助成事業実施要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

被接種者	住所	滋賀県草津市			
	氏名		生年月日	年 月 日生	
再接種を行う 予防接種の 種類 ※いずれかに ○をつけてく ださい。	保護者氏名		電話番号		
	※該当する定期予防接種に○をしてください。				
	☐ B 型 肝 炎	1回目	2回目	3回目	
	☐ B C G				
	☐ ヒ ブ 感 染 症	1回目	2回目	3回目	1期追加
	☐ 小児用肺炎球菌感染症	1回目	2回目	3回目	1期追加
	☐ 五 種 混 合	1回目	2回目	3回目	1期追加
	☐ 四 種 混 合	1回目	2回目	3回目	1期追加
	☐ 二 種 混 合（D T）				
	☐ 麻しん風しん混合（MR）	1期	2期		
	☐ 水 痘	1回目	2回目		
	☐ 日 本 脳 炎	1回目	2回目	1期追加	2期
	☐ ヒトパピローマウイルス感染症	1回目	2回目	3回目	
	☐ そ の 他 ワクチン名（ ）	1回目	2回目	3回目	
	☐ そ の 他 ワクチン名（ ）	1回目	2回目	3回目	
	接種予定 医療機関	（病院 医院 診療所 施設）			
接種予定日	年 月 日 ～ 年 月 日				

※添付書類
・草津市造血幹細胞移植後等の医療行為により定期予防接種抗体を失った者の再接種に係る意見書（別記様式第2号）
・定期予防接種の履歴が確認できるもの（**親子（母子）健康手帳等**）

別添1ー2
別記
様式第1号（第5条関係）
草津市造血幹細胞移植後等の予防接種再接種費用助成対象認定申請書
年 月 日
草津市長

申請者
住 所
氏 名
被接種者との続柄（ ）
電話番号

草津市造血幹細胞移植後等の予防接種再接種費用助成事業実施要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

被接種者	住所	滋賀県草津市			
	氏名		生年月日	年 月 日生	
再接種を行う 予防接種の 種類 ※いずれかに ○をつけてく ださい。	保護者氏名		電話番号		
	※該当する定期予防接種に○をしてください。				
	☐ B 型 肝 炎	1回目	2回目	3回目	
	☐ B C G				
	☐ ヒ ブ 感 染 症	1回目	2回目	3回目	1期追加
	☐ 小児用肺炎球菌感染症	1回目	2回目	3回目	1期追加
	☐ 五 種 混 合	1回目	2回目	3回目	1期追加
	☐ 四 種 混 合	1回目	2回目	3回目	1期追加
	☐ 二 種 混 合（D T）				
	☐ 麻しん風しん混合（MR）	1期	2期		
	☐ 水 痘	1回目	2回目		
	☐ 日 本 脳 炎	1回目	2回目	1期追加	2期
	☐ ヒトパピローマウイルス感染症	1回目	2回目	3回目	
	☐ そ の 他 ワクチン名（ ）	1回目	2回目	3回目	
	☐ そ の 他 ワクチン名（ ）	1回目	2回目	3回目	
	接種予定 医療機関	（病院 医院 診療所 施設）			
接種予定日	年 月 日 ～ 年 月 日				

※添付書類
・草津市造血幹細胞移植後等の医療行為により定期予防接種抗体を失った者の再接種に係る意見書（別記様式第2号）
・定期予防接種の履歴が確認できるもの（**母子健康手帳など**）

別添2ー1
様式第2号（第5条関係）
草津市造血幹細胞移植後等の医療行為により定期予防接種抗体を失った者の
再接種に係る意見書
年 月 日
造血幹細胞移植後等の医療行為により、接種済みの定期予防接種の抗体を失った下記の者について、このたび、予防接種の再接種が**必要**な状態と認められると判断します。

ふりがな	生年月日	年 月 日生		
氏名	保 護 者 氏 名 ※被接種者が成人の場合は、不要			
住所	草津市			
再接種済みの 定期予防接 種の効果が 期待できな いとする理 由および治 療の経過等	(疾病の名称)			
	(治療の経過) 治療を受けた日・治療内容など			
再接種を行 う 予防接種の 種類 ※いずれかに○ をつけてくださ い。	(再接種の必要性を判断するにあたり抗体検査の実施の有無) ☐ 実施した ☐ 実施していない			
	☐ B 型 肝 炎	1回目	2回目	3回目
	☐ B C G			
	☐ ヒ ブ 感 染 症	1回目	2回目	3回目 1期追加
	☐ 小 児 用 肺 炎 球 菌	1回目	2回目	3回目 1期追加
	☐ 五 種 混 合	1回目	2回目	3回目 1期追加
	☐ 四 種 混 合	1回目	2回目	3回目 1期追加
	☐ 二 種 混 合（D T）			
	☐ 麻しん風しん混合(MR)	1期	2期	
	☐ 水 痘	1回目	2回目	
	☐ 日 本 脳 炎	1回目	2回目	1期追加 2期
	☐ ヒトパピローマウイルス感染症	1回目	2回目	3回目
	☐ そ の 他 ワクチン名()	1回目	2回目	3回目
	☐ そ の 他 ワクチン名()	1回目	2回目	3回目
	意見書 記入者	医療機関名 医療機関住所 電話番号 医師氏名		

なお、再接種の必要性および副反応については十分に説明し、本人（保護者）より同意を得ています。

別添2ー2
様式第2号（第5条関係）
草津市造血幹細胞移植後等の医療行為により定期予防接種抗体を失った者の
再接種に係る意見書
年 月 日
造血幹細胞移植後等の医療行為により、接種済みの定期予防接種の抗体を失った下記の者について、このたび、予防接種の再接種が**可能**な状態と認められると判断します。

ふりがな	生年月日	年 月 日生		
氏名	保 護 者 氏 名 ※被接種者が成人の場合は、不要			
住所	草津市			
接種済みの 定期予防接 種の効果が 期待できな いとする理 由および治 療の経過等	(疾病の名称)			
	(治療の経過) 治療を受けた日・治療内容など			
再接種を行 う 予防接種の 種類 ※いずれかに○ をつけてくださ い。	(再接種の必要性を判断するにあたり抗体検査の実施の有無) ☐ 実施した ☐ 実施していない			
	☐ B 型 肝 炎	1回目	2回目	3回目
	☐ B C G			
	☐ ヒ ブ 感 染 症	1回目	2回目	3回目 1期追加
	☐ 小 児 用 肺 炎 球 菌	1回目	2回目	3回目 1期追加
	☐ 五 種 混 合	1回目	2回目	3回目 1期追加
	☐ 四 種 混 合	1回目	2回目	3回目 1期追加
	☐ 二 種 混 合（D T）			
	☐ 麻しん風しん混合(MR)	1期	2期	
	☐ 水 痘	1回目	2回目	
	☐ 日 本 脳 炎	1回目	2回目	1期追加 2期
	☐ ヒトパピローマウイルス感染症	1回目	2回目	3回目
	☐ そ の 他 ワクチン名()	1回目	2回目	3回目
	☐ そ の 他 ワクチン名()	1回目	2回目	3回目
	意見書 記入者	医療機関名 医療機関住所 電話番号 医師氏名		

なお、再接種の必要性および副反応については十分に説明し、本人（保護者）より同意を得ています。

別添 3－1
様式第 5 号（第 8 条関係）
草津市造血幹細胞移植後等の予防接種再接種実施報告書兼助成金請求書
年 月 日
草津市長

申請者
住 所
氏 名
電 話
被接種者との続柄（ ）
草津市造血幹細胞移植後等の予防接種再接種費用助成事業実施要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

被接種者	住 所	草津市					
	氏 名						
	生年月日	年 月 日					
接種機関	名 称						
	所 在 地						
請求額 円							
抗体検査費用 円							
接種費用 内 訳	B 型 肝 炎	1 回目	年	月	日	円	
		2 回目	年	月	日	円	
		3 回目	年	月	日	円	
	B C G	年 月 日				円	
		ヒ プ 感 染 症	1 回目	年	月	日	円
			2 回目	年	月	日	円
	3 回目		年	月	日	円	
	追加		年	月	日	円	
	小児用肺炎球菌	1 回目	年	月	日	円	
		2 回目	年	月	日	円	
		3 回目	年	月	日	円	
		追加	年	月	日	円	
	五 種 混 合	1 回目	年	月	日	円	
2 回目		年	月	日	円		
3 回目		年	月	日	円		
追加		年	月	日	円		
四 種 混 合	1 回目	年	月	日	円		
	2 回目	年	月	日	円		
	3 回目	年	月	日	円		
	追加	年	月	日	円		
二種混合（D T）		年 月 日		円			
麻しん風しん混合（MR）		1 期	年 月 日	円			
		2 期	年 月 日	円			
水 痘		1 回目	年 月 日	円			
		2 回目	年 月 日	円			
日 本 脳 炎		1 回目	年 月 日	円			
		2 回目	年 月 日	円			
		1 期追加	年 月 日	円			
		2 期	年 月 日	円			
ヒトパピローマウイルス感染症		1 回目	年 月 日	円			
		2 回目	年 月 日	円			
		3 回目	年 月 日	円			
振込先 金融機関	その 他 ワ ク チ ン 名 （ ）		1 回目	年 月 日	円		
			2 回目	年 月 日	円		
			3 回目	年 月 日	円		
	その 他 ワ ク チ ン 名 （ ）		1 回目	年 月 日	円		
			2 回目	年 月 日	円		
			3 回目	年 月 日	円		
振込先 金融機関			銀行・農協 金庫・信用組合	本店・代理店 支店・出張所			
	預金種別	普通・当座	口座番号				
	フリガナ						
口座名義人							

※振込先口座の名義人は申請者または被接種者に限ります。

※添付書類

- ・抗体検査および再接種に係る領収書
- ・再接種した予防接種の内容が記載されているもの
- ・口座番号がわかるもの

別添 3－2
様式第 5 号（第 8 条関係）
草津市造血幹細胞移植後等の予防接種再接種実施報告書兼助成金請求書
年 月 日
草津市長

申請者
住 所
氏 名
電 話
被接種者との続柄（ ）
草津市造血幹細胞移植後等の予防接種再接種費用助成事業実施要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

被接種者	住 所	草津市					
	氏 名						
	生年月日	年 月 日					
接種機関	名 称						
	所 在 地						
請求額 円							
抗体検査費用 円							
接種費用 内 訳	B 型 肝 炎	1 回目	年	月	日	円	
		2 回目	年	月	日	円	
		3 回目	年	月	日	円	
	B C G	年 月 日				円	
		ヒ プ 感 染 症	1 回目	年	月	日	円
			2 回目	年	月	日	円
	3 回目		年	月	日	円	
	追加		年	月	日	円	
	小児用肺炎球菌	1 回目	年	月	日	円	
		2 回目	年	月	日	円	
		3 回目	年	月	日	円	
		追加	年	月	日	円	
	五 種 混 合	1 回目	年	月	日	円	
2 回目		年	月	日	円		
3 回目		年	月	日	円		
追加		年	月	日	円		
四 種 混 合	1 回目	年	月	日	円		
	2 回目	年	月	日	円		
	3 回目	年	月	日	円		
	追加	年	月	日	円		
二種混合（D T）		年 月 日		円			
麻しん風しん混合（MR）		1 期	年 月 日	円			
		2 期	年 月 日	円			
水 痘		1 回目	年 月 日	円			
		2 回目	年 月 日	円			
日 本 脳 炎		1 回目	年 月 日	円			
		2 回目	年 月 日	円			
		1 期追加	年 月 日	円			
		2 期	年 月 日	円			
ヒトパピローマウイルス感染症		1 回目	年 月 日	円			
		2 回目	年 月 日	円			
		3 回目	年 月 日	円			
振込先 金融機関	その 他 ワ ク チ ン 名 （ ）		1 回目	年 月 日	円		
			2 回目	年 月 日	円		
			3 回目	年 月 日	円		
	その 他 ワ ク チ ン 名 （ ）		1 回目	年 月 日	円		
			2 回目	年 月 日	円		
			3 回目	年 月 日	円		
振込先 金融機関			銀行・農協 金庫・信用組合	本 店 支 店 支 所			
	預金種別	普通・当座	口座番号				
	フリガナ						
口座名義人							

※振込先口座の名義人は申請者または被接種者に限ります。

※添付書類

- ・抗体検査および再接種に係る領収書
- ・再接種した予防接種の内容が記載されているもの
- ・口座番号がわかるもの

草津市告示第128号

草津市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和7年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市漢字検定料補助金交付要綱（平成25年草津市告示第180号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第7条 《現行どおり》 付 則 1 《現行どおり》 （この要綱の失効） 2 この要綱は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、第7条に規定する書類の提出については、なお従前の例による。	第1条～第7条 《省略》 付 則 1 《省略》 （この要綱の失効） 2 この要綱は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、第7条に規定する書類の提出については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

（令和7年3月31日揭示済み）

草津市告示第129号

草津市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和7年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市英語検定料補助金交付要綱（平成25年草津市告示第181号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第7条 《現行どおり》 付 則 1 《現行どおり》 （この要綱の失効） 2 この要綱は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、第7条に規定する書類の提出については、なお従前の例による。	第1条～第7条 《省略》 付 則 1 《省略》 （この要綱の失効） 2 この要綱は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、第7条に規定する書類の提出については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する。

(令和 7 年 3 月 3 1 日揭示済み)

草津市告示第 1 3 0 号

草津市東海道草津宿本陣通り景観形成事業交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市東海道草津宿本陣通り景観形成事業交付金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市東海道草津宿本陣通り景観形成事業交付金交付要綱（平成 3 0 年草津市告示第 2 6 1 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後				改正前																																																					
第 1 条～第 1 1 条 《現行どおり》				第 1 条～第 1 1 条 《省略》																																																					
付 則				付 則																																																					
1 《現行どおり》 (この要綱の失効)				1 《省略》 (この要綱の失効)																																																					
2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条第3号から第5号までの交付金の交付の条件については、なお従前の例による。				2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条第3号から第5号までの交付金の交付の条件については、なお従前の例による。																																																					
3 《現行どおり》				3 《省略》																																																					
別表 1（第 4 条第 1 項関係）				別表 1（第 4 条第 1 項関係）																																																					
<table><tr><th colspan="3">交付対象経費</th><th rowspan="2">交付金の 算定基準</th></tr><tr><th>区分</th><th>事業内容</th><th>項目</th></tr><tr><td rowspan="4">建築物に係る 景観形成事業</td><td rowspan="4">《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td><td rowspan="4">2 分の 1 以内の額とし、上限を750千円とする。</td></tr><tr><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr><tr><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr><tr><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr><tr><td rowspan="2">工作物に係る 景観形成事業</td><td rowspan="2">《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td><td rowspan="2">2 分の 1 以内の額とし、上限を250千円と</td></tr><tr><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr></table>				交付対象経費			交付金の 算定基準	区分	事業内容	項目	建築物に係る 景観形成事業	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	2 分の 1 以内の額とし、上限を750千円とする。	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	工作物に係る 景観形成事業	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	2 分の 1 以内の額とし、上限を250千円と	《現行どおり》	《現行どおり》	<table><tr><th colspan="3">交付対象経費</th><th rowspan="2">交付金の 算定基準</th></tr><tr><th>区分</th><th>事業内容</th><th>項目</th></tr><tr><td rowspan="4">建築物に係る 景観形成事業</td><td rowspan="4">《省略》</td><td>《省略》</td><td>《省略》</td><td rowspan="4">2 分の 1 以内の額とし、上限を1,500千円とする。</td></tr><tr><td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr><tr><td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr><tr><td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr><tr><td rowspan="2">工作物に係る 景観形成事業</td><td rowspan="2">《省略》</td><td>《省略》</td><td>《省略》</td><td rowspan="2">2 分の 1 以内の額とし、上限を500千円と</td></tr><tr><td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr></table>				交付対象経費			交付金の 算定基準	区分	事業内容	項目	建築物に係る 景観形成事業	《省略》	《省略》	《省略》	2 分の 1 以内の額とし、上限を1,500千円とする。	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	工作物に係る 景観形成事業	《省略》	《省略》	《省略》	2 分の 1 以内の額とし、上限を500千円と	《省略》	《省略》
交付対象経費			交付金の 算定基準																																																						
区分	事業内容	項目																																																							
建築物に係る 景観形成事業	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	2 分の 1 以内の額とし、上限を750千円とする。																																																					
		《現行どおり》	《現行どおり》																																																						
		《現行どおり》	《現行どおり》																																																						
		《現行どおり》	《現行どおり》																																																						
工作物に係る 景観形成事業	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	2 分の 1 以内の額とし、上限を250千円と																																																					
		《現行どおり》	《現行どおり》																																																						
交付対象経費			交付金の 算定基準																																																						
区分	事業内容	項目																																																							
建築物に係る 景観形成事業	《省略》	《省略》	《省略》	2 分の 1 以内の額とし、上限を1,500千円とする。																																																					
		《省略》	《省略》																																																						
		《省略》	《省略》																																																						
		《省略》	《省略》																																																						
工作物に係る 景観形成事業	《省略》	《省略》	《省略》	2 分の 1 以内の額とし、上限を500千円と																																																					
		《省略》	《省略》																																																						

改正後	改正前
する。 備考 《現行どおり》 別表2 《現行どおり》 別記様式第1号～第4号 《現行どおり》	する。 備考 《省略》 別表2 《省略》 別記様式第1号～第4号 《省略》

付 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

(令和7年3月31日揭示済み)

草津市告示第131号

草津市宿場街道景観形成事業交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和7年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市宿場街道景観形成事業交付金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市宿場街道景観形成事業交付金交付要綱（平成20年草津市告示第164号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前																														
第1条～第11条 《現行どおり》 付 則 1 《現行どおり》 (この要綱の失効) 2 この要綱は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、第7条第3号から第5号までの交付金の交付の条件については、なお従前の例による。 3 《現行どおり》 別表1（第4条第1項関係）	第1条～第11条 《省略》 付 則 1 《省略》 (この要綱の失効) 2 この要綱は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、第7条第3号から第5号までの交付金の交付の条件については、なお従前の例による。 3 《省略》 別表1（第4条第1項関係）																														
<table><tr><th colspan="3">交付対象経費</th><th rowspan="2">交付金の 算定基準</th></tr><tr><th>区分</th><th>事業内容</th><th>項目</th></tr><tr><td rowspan="3">建築物 に係る 景観形 成事業</td><td rowspan="3">《現行ど おり》</td><td>《現行ど おり》</td><td>2分の1 以内の額</td></tr><tr><td>《現行ど おり》</td><td>とし、上 限を<u>75</u></td></tr><tr><td>《現行ど おり》</td><td><u>0千円</u>と する。</td></tr></table>	交付対象経費			交付金の 算定基準	区分	事業内容	項目	建築物 に係る 景観形 成事業	《現行ど おり》	《現行ど おり》	2分の1 以内の額	《現行ど おり》	とし、上 限を <u>75</u>	《現行ど おり》	<u>0千円</u> と する。	<table><tr><th colspan="3">交付対象経費</th><th rowspan="2">交付金の 算定基準</th></tr><tr><th>区分</th><th>事業内容</th><th>項目</th></tr><tr><td rowspan="3">建築物 に係る 景観形 成事業</td><td rowspan="3">《省略》</td><td>《省略》</td><td>2分の1 以内の額</td></tr><tr><td>《省略》</td><td>とし、上 限を<u>1,</u></td></tr><tr><td>《省略》</td><td><u>500千 円</u>とする。</td></tr></table>	交付対象経費			交付金の 算定基準	区分	事業内容	項目	建築物 に係る 景観形 成事業	《省略》	《省略》	2分の1 以内の額	《省略》	とし、上 限を <u>1,</u>	《省略》	<u>500千 円</u> とする。
交付対象経費			交付金の 算定基準																												
区分	事業内容	項目																													
建築物 に係る 景観形 成事業	《現行ど おり》	《現行ど おり》	2分の1 以内の額																												
		《現行ど おり》	とし、上 限を <u>75</u>																												
		《現行ど おり》	<u>0千円</u> と する。																												
交付対象経費			交付金の 算定基準																												
区分	事業内容	項目																													
建築物 に係る 景観形 成事業	《省略》	《省略》	2分の1 以内の額																												
		《省略》	とし、上 限を <u>1,</u>																												
		《省略》	<u>500千 円</u> とする。																												

改正後					改正前				
		《現行ど おり》	《現行ど おり》				《省略》	《省略》	
工作物 に係る 景観形 成事業	《現行ど おり》	《現行ど おり》	《現行ど おり》	2 分の 1 以内の額 とし、上 限を <u>2 5</u>	工作物 に係る 景観形 成事業	《省略》	《省略》	《省略》	2 分の 1 以内の額 とし、上 限を <u>5 0</u>
		《現行ど おり》	《現行ど おり》	<u>0 千円</u> と する。			《省略》	《省略》	<u>0 千円</u> と する。
備考 《現行どおり》					備考 《省略》				
別表 2 《現行どおり》					別表 2 《省略》				
別記様式第 1 号～第 4 号 《現行どおり》					別記様式第 1 号～第 4 号 《省略》				

付 則
この要綱は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する。

(令和 7 年 3 月 3 1 日揭示済み)

草津市告示第 1 3 2 号
草津市小規模企業者小口簡易資金融資利子補給補助
金交付要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。
令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市小規模企業者小口簡易資金融資
利子補給補助金交付要綱を廃止する要
綱
草津市小規模企業者小口簡易資金融資利子補給補助
金交付要綱（平成 2 1 年草津市告示第 5 9 号）は、廃
止する。

付 則
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 7 年 3 月 3 1 日揭示済み)

草津市告示第 1 3 3 号
地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条
第 1 項第二号イに適合させることが困難であるものと
して国土交通大臣が定める基準を定める件（令和元年
国土交通省告示第 7 8 6 号。以下「基準告示」とい
う。）第 2 項の規定により、基準告示第 1 項各号に掲
げる要件と同等であると認められるものを次のように
定め、草津市建築物のエネルギー消費性能の向上等
に関する法律施行細則（平成 2 8 年草津市規則第 2 5
号）第 1 9 条の規定により、次のとおり告示する。
令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

- 1 適用する区域
草津市全域
- 2 定める要件
基準告示第 1 項各号に掲げる要件と同等である
と認められるものは、次の各号のいずれかに該当
するものとする。
(1) 外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁である
こと。
(2) 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁で
あること。

(3) 屋根が茅葺であること。

(令和7年3月31日揭示済み)

(4) 次のアおよびイのいずれにも該当すること。

ア 次の(7)から(㊥)までのいずれかに該当すること。

(7) 外壁について、片面を真壁造とした土塗壁であること。

(㊦) 外壁について、片面を真壁造とした落とし込み板壁であること。

(㊧) 外壁について、過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること。

(㊨) 工法について、貫工法であること。

(㊩) 柱、梁、母屋および土台に用いる木材について、手刻みによる加工がされた継手仕口であること。

イ 次の(7)から(㊧)までのいずれか1つ以上または(㊨)から(㊩)までのいずれか3つ以上に該当すること。ただし、アの(7)から(㊧)までのいずれにも該当しない場合は、次の(7)から(㊧)までのいずれか1つ以上または(㊨)から(㊩)までのいずれか3つ以上((㊨)または(㊩)を含むものに限る。)に該当すること。

(7) 屋根が次のいずれかの構造であること。

a 化粧野地天井

b 面戸板現し

c セガイ造り

(㊦) 床が板張りであること。

(㊧) 窓の過半が地場製作の木製建具であること。

(㊨) 主たる居室の天井が竿縁天井または網代天井であること。

(㊩) 縁側（外縁を除く。以下同じ。）の室内側に建具（開口部の高さが1.7m以上であって柱芯の間の長さ（建具が複数ある場合にあってはその合計）が3.64m以上のものに限る。以下同じ。）を設け、かつ、縁側の室外側に多層構成の建具を設けていること。

(㊪) 県産材を7.5㎡以上（そのうち構造材に3㎡以上）使用していること。

(㊫) 柱芯から垂木等の支持材の先端までの長さが0.9m以上の軒（ケラバの部分を除く。）を設けていること。

(㊬) 自然通風の取り込みに配慮した複数の窓を設けていること。

付 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

草津市告示第 1 3 4 号

草津市障害者移動支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市障害者移動支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市障害者移動支援事業実施要綱（平成 1 8 年草津市告示第 2 0 9 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分または破線で囲んだ部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 4 条 《現行どおり》 （事業の委託） 第 5 条 第 2 条第 2 項の規定により事業の委託を受けようとする者（以下「受託事業者」という。）は、草津市障害者移動支援事業所確認書（別記様式第 1 号）を市長に提出するものとする。 2 市長は、前項の確認書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、委託契約を締結するものとする。 第 6 条 《現行どおり》 （利用の申請等） 第 7 条 事業を利用しようとする者またはその保護者（以下「申請者」という。）は、草津市障害者移動支援事業利用申請書（<u>別記様式第 2 号</u>）を市長に提出することにより、事業の利用の申請を行うものとする。 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、必要な調査等を速やかに実施したうえで審査することにより、事業の利用の適否を決定し、草津市障害者移動支援事業利用承認・不承認決定通知書（以下「決定通知書」という。<u>別記様式第 3 号</u>）により当該申請者に通知するものとする。 第 8 条 《現行どおり》 （利用者の変更および廃止） 第 9 条 利用者またはその保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、草津市障害者移動支援事業利用変更（廃止）届（<u>別記様式第 4 号</u>）を速やかに市長に届け出なければならない。 (1)～(3) 《現行どおり》 （利用の取消し） 第 1 0 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 7 条第 2 項の規定による事業の利用が適当である旨の決定を取り消すことができる。 (1)～(3) 《現行どおり》	第 1 条～第 4 条 《省略》 《改正後に新設》 第 5 条 《省略》 （利用の申請等） 第 6 条 事業を利用しようとする者またはその保護者（以下「申請者」という。）は、草津市障害者移動支援事業利用申請書（<u>別記様式第 1 号</u>）を市長に提出することにより、事業の利用の申請を行うものとする。 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、必要な調査等を速やかに実施したうえで審査することにより、事業の利用の適否を決定し、草津市障害者移動支援事業利用承認・不承認決定通知書（以下「決定通知書」という。<u>別記様式第 2 号</u>）により当該申請者に通知するものとする。 第 7 条 《省略》 （利用者の変更および廃止） 第 8 条 利用者またはその保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、草津市障害者移動支援事業利用変更（廃止）届（<u>別記様式第 3 号</u>）を速やかに市長に届け出なければならない。 (1)～(3) 《省略》 （利用の取消し） 第 9 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 6 条第 2 項の規定による事業の利用が適当である旨の決定を取り消すことができる。 (1)～(3) 《省略》

改正後	改正前
(利用の方法) 第11条 利用者が、事業を利用しようとするときは、決定通知書を<u>受託事業者</u>に提示し、当該事業者 に直接依頼するものとする。 第12条 ≪現行どおり≫ (利用料等) 第13条 ≪現行どおり≫ 2 ≪現行どおり≫ 3 利用者は、前項の利用料および実費を<u>受託事業者</u> に直接支払うものとする。 (実施調査等) 第14条 市長は、受託事業者の業務の適正な実施 を図るため、委託業務内容を定期的に調査し、必 要な措置を講ずることができる。 2 受託事業者は、この事業に係る経理と他の事業 に係る経理とを明確に区分するものとする。 第15条 ≪現行どおり≫ 別表 (第13条第1項関係) ≪現行どおり≫ <u>別記様式第1号 (第5条第1項関係)</u> (別添1のとおり) <u>別記様式第2号 (第7条第1項関係)</u> (別添2-1のとおり) <u>別記様式第3号 (第7条第2項関係)</u> (別添3-1のとおり) <u>別記様式第4号 (第9条関係)</u> (別添4-1のとおり)	(利用の方法) 第10条 利用者が、事業を利用しようとするときは、決定通知書を<u>第2条第2項の事業者</u>に提示 し、当該事業者 に直接依頼するものとする。 第11条 ≪省略≫ (利用料等) 第12条 ≪省略≫ 2 ≪省略≫ 3 利用者は、前項の利用料および実費を<u>第2条第2項の事業者</u>に直接支払うものとする。 ≪改正後に新設≫ 第13条 ≪省略≫ 別表 (<u>第12条第1項関係</u>) ≪省略≫ ≪改正後に新設≫ <u>別記様式第1号 (第6条第1項関係)</u> (別添2-2のとおり) <u>別記様式第2号 (第6条第2項関係)</u> (別添3-2のとおり) <u>別記様式第3号 (第8条関係)</u> (別添4-2のとおり)

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別添 1
別記

様式第 1 号（第 5 条第 1 項関係）

草津市障害者移動支援事業所確認書		
事業所名		
事業所代表者名		
事業所住所		
電話番号・FAX番号	TEL FAX	
担当職員名		
障害福祉サービス居宅介護事業者番号	(※許可証の写を添付してください。)	
実施する支援内容	【個別支援】 身体障害者（全身体障害者等） 視覚障害者 ・ 医療的ケアを必要とする者 知的障害者 ・ 重症心身障害者 ・ 強度行動障害者	
	精神障害者 障害児 ・ 重症心身障害児 ・ 医療的ケアを必要とする児童	
	【グループ支援】 身体障害者（全身体障害者等） 視覚障害者 ・ 医療的ケアを必要とする者 知的障害者 ・ 重症心身障害者 ・ 強度行動障害者	
	精神障害者 障害児 ・ 重症心身障害児 ・ 医療的ケアを必要とする児童	
	職員体制	
	自動車による移動支援	実施する ・ 実施しない
営業日および営業時間	曜日～ 曜日（ 時 分～ 時 分） 休業日：	
サービス提供日および提供時間	曜日～ 曜日（ 時 分～ 時 分 / 24時間） 休業日：	

別添 2－1
様式第 2 号（第 7 条第 1 項関係）

草津市障害者移動支援事業利用申請書	
草津市長	様 年 月 日
	住所
	氏 名
草津市障害者移動支援事業実施要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり申請します。なお、利用料の額を確認するため、私、私の配偶者および私の扶養義務者の所得額および市県民税に関する課税台帳等を草津市職員が閲覧することを承諾します。	

記	
申請者	フリガナ
氏 名	個人番号
住 所	〒 電話番号（ ー ）
申請に係る障害者等の氏名	フリガナ
個人番号	生年月日
身体障害者手帳番号	療育手帳番号
	精神障害者保健福祉手帳番号

他のサービス利用の状況	障害福祉サービス	障害程度区分	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間
		利用中のサービスの種類と内容等			
介護保険		要介護認定	有・無	要介護度	要支援（ ）・要介護 1 2 3 4 5
		利用中のサービスの種類と内容等			
申請する支援の種類・内容	種 別	☐ 個別移動支援（身体介護を伴う。） ☐ 個別移動支援（身体介護を伴わない。）			
	希望する事業者名				
	内 容				

別添 2－2
別記様式第 1 号（第 6 条第 1 項関係）

草津市障害者移動支援事業利用申請書	
草津市長	様 年 月 日
	住所
	氏 名
草津市障害者移動支援事業実施要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり申請します。なお、利用料の額を確認するため、私、私の配偶者および私の扶養義務者の所得額および市県民税に関する課税台帳等を草津市職員が閲覧することを承諾します。	

記	
申請者	フリガナ
氏 名	個人番号
住 所	〒 電話番号（ ー ）
申請に係る障害者等の氏名	フリガナ
個人番号	生年月日
身体障害者手帳番号	療育手帳番号
	精神障害者保健福祉手帳番号

他のサービス利用の状況	障害福祉サービス	障害程度区分	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間
		利用中のサービスの種類と内容等			
介護保険		要介護認定	有・無	要介護度	要支援（ ）・要介護 1 2 3 4 5
		利用中のサービスの種類と内容等			
申請する支援の種類・内容	種 別	☐ 個別移動支援（身体介護を伴う。） ☐ 個別移動支援（身体介護を伴わない。）			
	希望する事業者名				
	内 容				

別添 3－1
様式第 3 号（第 7 条第 2 項関係）

草津市障害者移動支援事業利用承認・不承認決定通知書	
	第 号
	年 月 日
様	
草津市長	印
草津市障害者移動支援事業実施要綱第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり通知します。	

記	
1 承認（利用できます。）	
申請者	フリガナ
氏 名	個人番号
住 所	〒 電話番号（ ー ）
申請に係る障害者等の氏名	フリガナ
個人番号	生年月日
支給期間	費用負担

支援の種類・内容	種 別	☐ 個別移動支援（身体介護を伴う。）・身体介護を伴わない。）
	内 容	

備考 利用する際は、この通知書を利用する事業所に提示してください。

2 不承認（利用できません。）	
理由	

別添 3－2

様式第 2 号（第 6 条第 2 項関係）

草津市障害者移動支援事業利用承認・不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

草津市長

印

草津市障害者移動支援事業実施要綱第 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 承認（利用できます。）

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	住 所	〒	電話番号（ － ）	
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	支給申請に係る障害者等の氏名			
	支給期間		費用負担	

支援の種類・内容	種 別	☐ 個別移動支援（身体介護を伴う。・身体介護を伴わない。）		
	内 容			

備考 利用する際は、この通知書を利用する事業所に提示してください。

2 不承認（利用できません。）

理由	
----	--

別添 4－1

様式第 4 号（第 9 条関係）

草津市障害者移動支援事業利用変更（廃止）届

年 月 日

草津市長

宛

住所

氏名

個人番号

草津市障害者移動支援事業実施要綱第 9 条の規定により、下記のとおり届けます。

記

氏 名	
生年月日	
住 所	
廃 止・ 変更内容	1 廃 止（理由： ）
	2 氏名変更 3 住所変更
	4 その他（ ）
旧 氏 名	
旧 住 所	

別添 4－2

様式第 3 号（第 8 条関係）

草津市障害者移動支援事業利用変更（廃止）届

年 月 日

草津市長

様

住所

氏名

印

個人番号

草津市障害者移動支援事業実施要綱第 8 条の規定により、下記のとおり届けます。

記

氏 名	
生年月日	
住 所	
廃 止・ 変更内容	1 廃 止（理由： ）
	2 氏名変更 3 住所変更
	4 その他（ ）
旧 氏 名	
旧 住 所	

（令和 7 年 3 月 3 1 日 掲 示 済 み）

草津市告示第 1 3 5 号

草津市障害者コミュニケーション支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市障害者コミュニケーション支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市障害者コミュニケーション支援事業実施要綱（平成 1 8 年草津市告示第 2 1 0 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 7 7 条第 1 項第 6 号<u>の規定に基づき、手話通訳および要約筆記を用いて意思疎通支援を行う者（以下「意思疎通支援者」という。）</u>の派遣の事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。 第 2 条～第 3 条 《現行どおり》 （意思疎通支援者の登録） <u>第 4 条</u> 意思疎通支援者としての登録を希望する者は、草津市意思疎通支援者登録申請書（別記様式第 1 号）に、手話通訳者については前条第 1 項に掲げる資格のいずれかを証する書類を、要約筆記者については同条第 2 項に掲げる資格のいずれかを証する書類を添付して、市長に申請しなければならない。 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、登録の可否を決定し、その旨を草津市意思疎通支援者登録決定（却下）通知書（別記様式第 2 号）により、当該申請者に通知するものとする。 （意思疎通支援者証） <u>第 5 条</u> 市長は、前条第 2 項の規定により登録の決定を行った場合は意思疎通支援者に草津市意思疎通支援者証（別記様式第 3 号。以下「意思疎通支援者証」という。）を交付するものとする。 2 意思疎通支援者は、手話通訳業務または要約筆記業務（以下「意思疎通支援業務」という。）を行うときは、常に意思疎通支援者証を携帯し、提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。 3 意思疎通支援者は、意思疎通支援者証を紛失等したときは、速やかに草津市意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書（別記様式第 4 号）を市長	（趣旨） 第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 7 7 条第 1 項第 6 号<u>に規定する意思疎通支援を行う者（手話通訳者および要約筆記者をいう。以下同じ。）</u>の派遣の事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。 第 2 条～第 3 条 《省略》 《改正後に新設》 《改正後に新設》

改正後	改正前
に提出しなければならない。 4 意思疎通支援者は、登録事項に変更があるときは速やかに草津市意思疎通支援者登録事項変更届（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。 5 意思疎通支援者は、登録の取消しの決定を受けたときまたは登録を辞退したときは、意思疎通支援者証を市長に返還しなければならない。 （意思疎通支援者の責務） <u>第6条</u> 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を遂行するに当たって、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 (1) 事業を通じて知り得た情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならないこと。 (2) 手話通訳または要約筆記の技術、聴覚障害者または聴覚障害児（聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある者等その他の日常生活を営むのに支障がある者等をいう。以下「聴覚障害者等」という。）に関する知識の向上に努めること。 2 前項第1号の規定は、意思疎通支援者でなくなった後にも適用する。 （利用対象者） <u>第7条</u> 事業を利用できる者（以下「利用対象者」という。）は、<u>次の各号に掲げるものとする。</u> (1) 市内に居住し、在宅で生活を営む聴覚障害者等またはその者の家族等 (2) 聴覚障害者等で構成する団体 (3) 聴覚障害者等に対して意思疎通の手段として手話通訳または要約筆記を必要とする個人もしくは団体 (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの 《改正前を削る》 （派遣の地域）	《改正後に新設》 （利用対象者） <u>第4条</u> 事業を利用できる者（以下「利用対象者」という。）は、<u>市内に居住し、在宅で生活を営む障害者もしくは障害児（以下「障害者等」という。）または障害者等と意思疎通を図る必要のある者とする。ただし、市外に居住し、在宅で生活を営む障害者または障害児について市長が適当と認めるときは、この限りではない。</u> 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 <u>2</u> 市長は、前項の規定にかかわらず、2名以上の障害者等が共同で事業を利用しようとする場合または障害者等を構成員として組織される団体が事業を利用しようとする場合は、当該事業の利用を拒むことができる。 （派遣の地域）

改正後	改正前
第8条 <u>意思疎通支援者</u>の派遣を行う地域は、滋賀県内とする。ただし、市長が適当と認めるときは、この限りではない。 (派遣の事由) 第9条 市長は、次に掲げる場合に、<u>意思疎通支援者</u>を派遣する。 (1)～(6) 《現行どおり》 2 市長は、前項の規定にかかわらず、利用対象者が次の各号のいずれかに該当する活動を行う場合は、<u>意思疎通支援者</u>を派遣しない。 (1)～(4) 《現行どおり》 (事業の利用の申請手続) 第10条 事業を利用しようとする者（以下「派遣申請者」という。）は、<u>個人の場合は意思疎通支援者の派遣を希望する日の7日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日および年末年始を除く。）前までに、団体の場合は意思疎通支援者の派遣を希望する日の30日前までに、草津市意思疎通支援者派遣申請書（別記様式第6号）により、市長に申請するものとする。ただし、緊急またはやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。</u> (事業の利用の決定) 第11条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、<u>意思疎通支援者</u>の派遣の必要性を検討し、派遣の適否を判断するものとする。 2 市長は、前項に規定する検討により<u>意思疎通支援者</u>の派遣を適当と判断したときは、草津市コミュニケーション支援事業利用決定通知書（<u>別記様式第7号</u>）により派遣申請者に通知するものとする。 3 市長は、第1項に規定する検討により<u>意思疎通支援者</u>の派遣を不適当と判断したときは、草津市コミュニケーション支援事業利用却下通知書（<u>別記様式第8号</u>）により派遣申請者に通知するものとする。 (利用料) 第12条 事業の利用に要する費用（以下「費用」という。）は、無料とする。ただし、前条第2項の規定により<u>意思疎通支援者</u>の派遣を適当と判断された者は、<u>意思疎通支援者</u>の派遣に伴う施設等への入場料、イベント等への参加費その他の実費	第5条 <u>手話通訳者および要約筆記者（以下「手話通訳者等」という。）</u>の派遣を行う地域は、滋賀県内とする。ただし、市長が適当と認めるときは、この限りではない。 (派遣の事由) 第6条 市長は、次に掲げる場合に、<u>手話通訳者等</u>を派遣する。 (1)～(6) 《省略》 2 市長は、前項の規定にかかわらず、利用対象者が次の各号のいずれかに該当する活動を行う場合は、<u>手話通訳者等</u>を派遣しない。 (1)～(4) 《省略》 (事業の利用の申請手続) 第7条 事業を利用しようとする者（以下「派遣申請者」という。）は、<u>事業を利用する日前7日までに、草津市手話通訳者または要約筆記者派遣申請書（別記様式第1号）を市長に提出することにより、申請するものとする。</u> (事業の利用の決定) 第8条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、<u>手話通訳者等</u>の派遣の必要性を検討し、派遣の適否を判断するものとする。 2 市長は、前項に規定する検討により<u>手話通訳者等</u>の派遣を適当と判断したときは、草津市コミュニケーション支援事業利用決定通知書（<u>別記様式第2号</u>）により派遣申請者に通知するものとする。 3 市長は、第1項に規定する検討により<u>手話通訳者等</u>の派遣を不適当と判断したときは、草津市コミュニケーション支援事業利用却下通知書（<u>別記様式第3号</u>）により派遣申請者に通知するものとする。 (利用料) 第9条 事業の利用に要する費用は、無料とする。ただし、前条第2項の規定により<u>手話通訳者等</u>の派遣を適当と判断された者は、<u>手話通訳者等</u>の派遣に伴う施設等への入場料、イベント等への参加費その他の実費を負担し、当該実費を<u>手話通訳者</u>

改正後

を負担し、当該実費を意思疎通支援者へ支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第7条第3号または第4号に該当する者が派遣申請者である場合は、費用は派遣申請者が負担するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(派遣の停止等)

第13条 市長は、この要綱の規定に反し、派遣申請者が虚偽の申請により意思疎通支援者の派遣の決定を受けたときは、意思疎通支援者の派遣を停止し、または費用の全部もしくは一部の負担を命ずることができる。

(実績報告)

第14条 意思疎通支援者は、派遣の業務を完了したときは、速やかに派遣実績報告書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(派遣手当等の支給)

第15条 市長は、前条の実績報告書により適正に意思疎通支援業務が行われたことを確認したときは、別表に定める基準により派遣手当等を意思疎通支援者に支払うものとする。ただし、第12条第2項の規定により派遣申請者が費用を負担する場合は、この限りではない。

(頸肩腕障害に関する健康診断)

第16条 市長は、意思疎通支援業務の特殊性により発症が危惧される頸肩腕障害、メンタルストレスに起因する疾患等の健康障害を予防し、意思疎通支援者の健康保持を図り、もって事業全体の健全な運営を確保するため、必要に応じ、意思疎通支援者の頸肩腕障害に関する健康診断を実施するものとする。

第17条 《現行どおり》

別表（第15条関係）

1. 派遣手当（通訳者1人あたり）		
	手話通訳者派遣	手話通訳者派遣
県派遣	1時間あたり 4,000円	1時間あたり 4,000円
	以後30分ごとに2,000円加算する	以後30分ごとに2,000円加算する
市派遣	1時間あたり 2,000円	1時間あたり 1,300円

改正前

等へ支払うものとする。

《改正後に新設》

《改正後に新設》

(実績報告)

第10条 手話通訳者等は、派遣の業務を完了したときは、速やかに派遣実績報告書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(派遣手当の支給)

第11条 市長は、前条の実績報告書が提出されてから1箇月以内に手話通訳者等に派遣手当を支給する。

《改正後に新設》

第12条 《省略》

《改正後に新設》

改正後			改正前
遣	以後 30 分ごとに 1,000 円加算する	以後 30 分ごとに 6 50 円加算する	
2. 旅費（通訳者 1 人あたり）			
	手話通訳者派遣	要約筆記者派遣	
県 派 遣	1 回あたり 1,5 00 円 駐車料金が発生する 場合は別途加算する	1 回あたり 1,5 00 円 駐車料金が発生する 場合は別途加算する	
市 派 遣	1 回あたり 1,5 00 円 駐車料金が発生する 場合は別途加算する	1 回あたり 1,5 00 円 駐車料金が発生する 場合は別途加算する	
<u>別記様式第 1 号（第 4 条第 1 項関係）</u> （別添 1 のとおり）			《改正後に新設》
<u>別記様式第 2 号（第 4 条第 2 項関係）</u> （別添 2 のとおり）			《改正後に新設》
<u>別記様式第 3 号（第 5 条第 1 項関係）</u> （別添 3 のとおり）			《改正後に新設》
<u>別記様式第 4 号（第 5 条第 3 項関係）</u> （別添 4 のとおり）			《改正後に新設》
<u>別記様式第 5 号（第 5 条第 4 項関係）</u> （別添 5 のとおり）			《改正後に新設》
<u>別記様式第 6 号（第 10 条関係）</u> （別添 6－1 のとおり）			<u>別記様式第 1 号（第 7 条関係）</u> （別添 6－2 のとおり）
<u>別記様式第 7 号（第 11 条第 2 項関係）</u> （別添 7－1 のとおり）			<u>別記様式第 2 号（第 8 条第 2 項関係）</u> （別添 7－2 のとおり）
<u>別記様式第 8 号（第 11 条第 3 項関係）</u> （別添 8－1 のとおり）			<u>別記様式第 3 号（第 8 条第 3 項関係）</u> （別添 8－2 のとおり）
<u>別記様式第 9 号（第 14 条関係）</u> （別添 9－1 のとおり）			<u>別記様式第 4 号（第 10 条関係）</u> （別添 9－2 のとおり）

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別添1

別記

様式第1号（第4条第1項関係）

草津市意思疎通支援者登録申請書

年 月 日

草津市長 宛

申請者

草津市障害者コミュニケーション支援事業実施要綱第4条第1項の規定により、
草津市意思疎通支援者の登録を受けたいので申請します。

ふりがな			
名 前			
生年月日		年 齢	歳
連 絡 先	(住 所)		
	TEL	FAX	
E-mail			
業務内容	手 話 通 訳 者 ・ 要 約 筆 記 者		
滋賀県登録の有無	あり (登録番号) ・ 無し		
手話通訳者・要約筆記者の資格			
手話通訳者・要約筆記者経験歴			
その他特記事項			

その他特記事項には専門分野に関することや活動できる時間帯について記載すること。

別添2

様式第2号（第4条第2項関係）

草津市意思疎通支援者登録決定（却下）通知書

年 月 日

様

草津市長 印

年 月 日付で申請のあった草津市手話通訳者・要約筆記者の登録について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 草津市意思疎通支援者として認定します。

(1) 手話通訳者

(2) 要約筆記者

2 草津市意思疎通支援者の認定について却下します。

(1) 手話通訳者

(2) 要約筆記者

(却下の理由)

別添3

様式第3号（第5条第1項関係）

草津市意思疎通支援者証 要約筆記者登録証明書		注 意 1. 意思疎通支援業務の際は、この証を携帯すること。 2. この証を譲与または貸与してはならない。 3. 記載事項に変更を生じたときまたは意思疎通支援者を解 退した場合には、返還すること。 4. 提示を求められた場合は、これを提示しなければなら ない。
草津市第 号		
住 所		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
	草津市長 印	

草津市意思疎通支援者証 手話通訳者登録証明書		注 意 1. 意思疎通支援業務の際は、この証を携帯すること。 2. この証を譲与または貸与してはならない。 3. 記載事項に変更を生じたときまたは意思疎通支援者を解 退した場合には、返還すること。 4. 提示を求められた場合は、これを提示しなければなら ない。
草津市第 号		
住 所		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
	草津市長 印	

別添4

様式第4号（第5条第3項関係）

草津市意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書

年 月 日

草津市長 宛

届出（申請）者

先に交付された草津市意思疎通支援者証について、紛失等したので届け出ます。

なお、意思疎通支援者証の再交付を申請します。

氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
紛失等理由	
発 生 日 時	
発生時の状況	
備 考	

別添5

様式第5号（第5条第4項関係）

草津市意思疎通支援者登録事項変更届

年 月 日

草津市長 宛

届出者

草津市障害者コミュニケーション支援事業実施要綱第5条第4項の規定により、下記
のとおり登録事項を変更したので届け出ます。

記

変更理由		
変更年月日	年 月 日	
変更事項	変更前	変更後

別添 6－1
様式第 6 号(第 1 0 条関係)

草津市意思疎通支援者派遣申請書

年 月 日

草 津 市 長 宛

申請者 住所
団体名
氏名 (担当者)
TEL
FAX

方 法	☐ 手話通訳 ☐ 要約筆記		
対 象 者	(ふりがな)		年 齢
対 象 者 連 絡 先	※不特定多数の者が参加する催しの場合、〔市民〕と記入		
対 象 者 連 絡 先	☐ 申請者と同じ (住 所)		
派 遣 日 時	TEL FAX 開始： 午前・午後 時 分 終了： 午前・午後 時 分		
派 遣 場 所	(会場名) (住 所) TEL		
催しまたは行事名			
通訳または要約の内容			
待ち合わせ	*時 間 午前・午後 時 分	*場 所	
連 絡 事 項	*打ち合わせの有無： 有・無		
	要約筆記方法 ☐ OHP ☐ OHC ☐ ノートテイク ☐ パソコン ☐ その他()		通訳者人数 人

別添 6－2
別記様式第 1 号 (第 7 条関係)

草津市手話通訳者または要約筆記者派遣申請書

草 津 市 長 様

申請日 年 月 日

方 法	手話通訳 要約筆記 (希望の方法を囲む。)		
氏 名	(ふりがな)	性 別	男 ・ 女
		年 齢	歳
連絡先	(住 所)		
	TEL FAX		
派遣日時	開始： 午前・午後 時 分 終了： 午前・午後 時 分		
派遣場所	(会場名) (住 所) TEL		
催しまたは行事名			
通訳または要約の内容			
待ち合わせ	*時 間 午前・午後 時 分	*場 所	
連絡事項	*打ち合わせの有無： 有・無		
	要約筆記方法 OHP OHC ノートテイク パソコン その他 ()		通訳者人数 人

別添 7－1
様式第 7 号 (第 1 1 条第 2 項関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市コミュニケーション支援事業利用決定通知書

年 月 日で手話通訳・要約筆記派遣申請のあった件について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 日時
- 2 派遣場所
- 3 待ち合わせ時間
- 4 待ち合わせ場所
- 5 派遣内容
- 6 派遣者

別添 7－2
様式第 2 号 (第 8 条第 2 項関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市コミュニケーション事業利用決定通知書

年 月 日で手話通訳・要約筆記派遣申請のあった件について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 日時
- 2 派遣場所
- 3 待ち合わせ時間
- 4 待ち合わせ場所
- 5 派遣内容
- 6 派遣者

別添8-1
様式第8号（第11条第3項関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市コミュニケーション支援事業利用却下通知書

年 月 日に手話通訳・要約筆記派遣申請のあった件について、下記の理由により却下することとしましたので通知します。

記

却下理由

別添8-2
様式第3号（第8条第3項関係）

年 月 日

様

草津市長

草津市コミュニケーション支援事業利用却下通知書

年 月 日に手話通訳・要約筆記派遣申請のあった件について、下記の理由により却下することとしましたので通知します。

記

却下理由

別添9-1
様式第9号（第14条関係）

派遣実績報告書

年 月 日

草津市長 宛

氏名

派遣年月日		年 月 日（ ）			
時 間	待ち合わせ	午前・午後	時	分	
	開 始	午前・午後	時	分	
	終 了	午前・午後	時	分	
対 象 者					
場 所					
複数派遣時の同行者名					
内 容					
所 感					

別添9-2
様式第4号（第10条関係）

派遣実績報告書

年 月 日

草津市長 宛

氏名

派遣年月日		年 月 日（ ）			
時 間	待ち合わせ	午前・午後	時	分	
	開 始	午前・午後	時	分	
	終 了	午前・午後	時	分	
対 象 者					
場 所					
複数派遣時の同行者名					
内 容					
所 感					

(令和7年3月31日揭示済み)

草津市告示第136号

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ草津市推進本部会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり告示する。

令和7年3月31日

草津市長 橋 川 渉

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ草津市推進本部会議設置要綱の一部を改正する要綱

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ草津市推進本部会議設置要綱（令和5年草津市告示第257号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第2条 《現行どおり》 (構成および職務) 第3条 《現行どおり》 2～5 《現行どおり》 6 本部長および副本部長ともに事故があるときまたは欠けたときは、 <u>教育部理事（スポーツ担当）</u> が本部長の職務を行う。 7 《現行どおり》 第4条 《現行どおり》 (幹事会) 第5条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 幹事長は <u>教育委員会事務局副部長（国スポ・障スポ担当）</u> をもって充て、幹事は草津市庁議規程第11条の総括副部長会議の構成員をもって充てる。 4 《現行どおり》 第6条～第7条 《現行どおり》	第1条～第2条 《省略》 (構成および職務) 第3条 《省略》 2～5 《省略》 6 本部長および副本部長ともに事故があるときまたは欠けたときは、 <u>教育部長</u> が本部長の職務を行う。 7 《省略》 第4条 《省略》 (幹事会) 第5条 《省略》 2 《省略》 3 幹事長は <u>教育委員会事務局副部長（スポーツ担当）</u> をもって充て、幹事は草津市庁議規程第11条の総括副部長会議の構成員をもって充てる。 4 《省略》 第6条～第7条 《省略》

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(令和7年3月31日揭示済み)

草津市告示第137号

公印の新調および廃止について

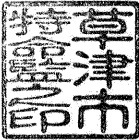
公印を新調し、および廃止するので、草津市公印規則（昭和52年草津市規則第35号）第7条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年3月31日

草津市長 橋 川 渉

1 新調印

(1) 草津市特命監之印



用 途 草津市特命監名をもって発する文書用

開始日 令和7年4月1日

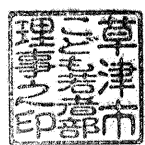
(2) 草津市子ども若者部長之印



用 途 草津市子ども若者部長名をもって発する文書用

開始日 令和7年4月1日

(3) 草津市子ども若者部理事之印



用 途 草津市子ども若者部理事名をもって発する文書用

開始日 令和7年4月1日

(4) 草津市子ども若者副部長之印



用 途 草津市子ども若者副部長名をもって発する文書用

開始日 令和7年4月1日

(5) 草津市子ども若者政策課長之印



用 途 草津市子ども若者政策長名をもって発する文書用

開始日 令和7年4月1日

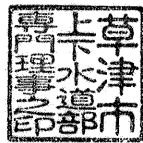
(6) 草津市子ども家庭若者課長之印



用 途 草津市子ども家庭若者課長名をもって発する文書用

開始日 令和7年4月1日

(7) 草津市上下水道部専門理事之印

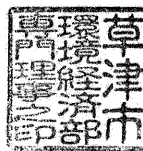


用 途 草津市上下水道部専門理事名をもって発する文書用

開始日 令和7年4月1日

2 廃止印

(1) 草津市環境経済部専門理事之印



廃止日 令和7年3月31日

(2) 草津市子ども未来部長之印



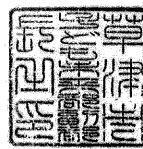
廃止日 令和7年3月31日

(3) 草津市子ども未来部理事之印



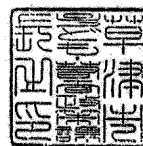
廃止日 令和7年3月31日

(4) 草津市子ども未来副部長之印



廃止日 令和7年3月31日

(5) 草津市子ども・若者政策課長之印



廃止日 令和7年3月31日

(6) 草津市子ども家庭・若者課長之印



廃止日 令和 7 年 3 月 3 1 日

(7) 草津市建設部理事之印



廃止日 令和 7 年 3 月 3 1 日

(令和 7 年 3 月 3 1 日揭示済み)

草津市告示第 1 3 8 号

草津市予防接種実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市予防接種実施要綱の一部を改正する要綱

草津市予防接種実施要綱（平成 2 5 年草津市告示第 2 5 3 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前				
第 1 条～第 2 条 《現行どおり》 (接種場所) <u>第 3 条 予防接種の接種場所は、次の各号に掲げるものとする。</u>	第 1 条～第 2 条 《省略》 (接種場所) <u>第 3 条 予防接種の接種場所は、次のとおりとする。</u> <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>実施場所</th></tr> <tr> <td>個別接種 (風しんの 第 5 期定期 予防接種を 除く。)</td><td>草津市への協力を承諾した一般社団法人草津栗東医師会加入の医療機関、滋賀県予防接種広域化事業への協力を承諾した一般社団法人滋賀県医師会もしくは一般社団法人滋賀県病院協会加入の医療機関または草津市への協力を承諾した介護保険施設および個別医療機関等</td></tr> </table>	区分	実施場所	個別接種 (風しんの 第 5 期定期 予防接種を 除く。)	草津市への協力を承諾した一般社団法人草津栗東医師会加入の医療機関、滋賀県予防接種広域化事業への協力を承諾した一般社団法人滋賀県医師会もしくは一般社団法人滋賀県病院協会加入の医療機関または草津市への協力を承諾した介護保険施設および個別医療機関等
区分	実施場所				
個別接種 (風しんの 第 5 期定期 予防接種を 除く。)	草津市への協力を承諾した一般社団法人草津栗東医師会加入の医療機関、滋賀県予防接種広域化事業への協力を承諾した一般社団法人滋賀県医師会もしくは一般社団法人滋賀県病院協会加入の医療機関または草津市への協力を承諾した介護保険施設および個別医療機関等				

改正後	改正前				
(1) 個別接種 草津市への協力を承諾した一般社団法人草津栗東医師会加入の医療機関、滋賀県予防接種広域化事業への協力を承諾した一般社団法人滋賀県医師会もしくは一般社団法人滋賀県病院協会加入の医療機関または草津市への協力を承諾した介護保険施設および個別医療機関等 (2) 集団接種 必要に応じて市長が別に定める場所 第4条～第6条 《現行どおり》 (予防接種の費用) 第7条 定期予防接種（高齢者のインフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症、<u>高齢者の新型コロナウイルス感染症および高齢者の带状疱疹を除く。</u>）に要する費用は、当該定期予防接種の対象者およびその保護者に対し、徴収しないものとし、臨時予防接種に要する費用は、その都度市長が別に定めるものとする。 2 高齢者のインフルエンザ、<u>高齢者の肺炎球菌感染症、高齢者の新型コロナウイルス感染症および高齢者の带状疱疹</u>に対する予防接種の接種料は、予防接種に要する費用の100分の30に相当する額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。 3 《現行どおり》 第8条～第9条 《現行どおり》 (助成対象者) 第10条 《現行どおり》 (1) 第4条に掲げる定期予防接種対象者である者 (当該疾病にかかっている者またはかかったこ	<table border="1"> <tr> <td>個別接種 (<u>風しんの第5期定期予防接種に限る。</u>)</td><td>草津市が全国都道府県知事会に委任した公益社団法人日本医師会との契約に登録している実施医療機関等</td></tr> <tr> <td>集団接種</td><td>必要に応じて市長が別に定める場所</td></tr> </table> 《改正後に新設》 《改正後に新設》 第4条～第6条 《省略》 (予防接種の費用) 第7条 定期予防接種（高齢者のインフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症<u>および</u>高齢者の新型コロナウイルス感染症を除く。）に要する費用は、当該定期予防接種の対象者およびその保護者に対し、徴収しないものとし、臨時予防接種に要する費用は、その都度市長が別に定めるものとする。 2 高齢者のインフルエンザ<u>および</u>高齢者の肺炎球菌感染症に対する予防接種の接種料は、予防接種に要する費用の100分の30に相当する額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）<u>とし、高齢者の新型コロナウイルス感染症に対する予防接種の接種料は、予防接種に要する費用から厚生労働省が定める新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業実施要領（令和6年5月16日感発0516第152号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知）に基づく助成金を除いた額の100分の30に相当する額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）</u>とする。 3 《省略》 第8条～第9条 《省略》 (助成対象者) 第10条 《省略》 (1) 第4条に掲げる定期予防接種対象者である者 (当該疾病にかかっている者またはかかったこ	個別接種 (<u>風しんの第5期定期予防接種に限る。</u>)	草津市が全国都道府県知事会に委任した公益社団法人日本医師会との契約に登録している実施医療機関等	集団接種	必要に応じて市長が別に定める場所
個別接種 (<u>風しんの第5期定期予防接種に限る。</u>)	草津市が全国都道府県知事会に委任した公益社団法人日本医師会との契約に登録している実施医療機関等				
集団接種	必要に応じて市長が別に定める場所				

改正後	改正前
とのある者（高齢者のインフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症、<u>高齢者の新型コロナウイルス感染症および高齢者の带状疱疹</u>を除く。）その他令第3条第2項に規定する厚生労働省令で定める者を除く。特例措置対象者を含む。）であって、当該定期予防接種の対象者である期間に、委託医療機関（市と草津栗東医師会間の予防接種に関する契約または市と滋賀県医師会または滋賀県病院協会間の予防接種に関する契約および市と個別医療機関間の予防接種に関する契約にかかる医療機関をいう。以下同じ。）において予防接種を受けることができないもの (2) 《現行どおり》 第11条～第19条 《現行どおり》 別記様式第1号（第4条、第5条関係） （別添1-1のとおり） 別記様式第2号（第4条、第5条関係） （別添2-1のとおり） 別記様式第3号 《現行どおり》 別記様式第4号（第9条第2項関係） （別添3-1のとおり） 別記様式第5号～別記様式第8号 《現行どおり》	とのある者（高齢者のインフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症<u>および</u>高齢者の新型コロナウイルス感染症を除く。）その他令第3条第2項に規定する厚生労働省令で定める者を除く。特例措置対象者を含む。）であって、当該定期予防接種の対象者である期間に、委託医療機関（市と草津栗東医師会間の予防接種に関する契約または市と滋賀県医師会または滋賀県病院協会間の予防接種に関する契約および市と個別医療機関間の予防接種に関する契約にかかる医療機関をいう。以下同じ。）において予防接種を受けることができないもの (2) 《省略》 第11条～第19条 《省略》 別記様式第1号（第4条、第5条関係） （別添1-2のとおり） 別記様式第2号（第4条、第5条関係） （別添2-2のとおり） 別記様式第3号 《省略》 別記様式第4号（第9条第2項関係） （別添3-2のとおり） 別記様式第5号～別記様式第8号 《省略》

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市予防接種実施要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

別添 1－1

別記

様式第 1 号（第 4 条、第 5 条関係）

年 月 日

草津市長 宛

長期療養を必要とする疾病等による定期接種に関する特例措置申請書

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等の特別の事情により、定期予防接種の機会を逸していましたが、当該特別の事情がなくなったため、下記の予防接種を受けたく、下記のとおり申請いたします。

申 請 者

住 所：草津市

氏 名：

記

予防接種を受ける人	(フリガナ) 氏 名	(男 ・ 女)	
	住 所	草津市	
	電話番号	－	
	生年月日	年 月 日	
希望する予防接種 (□に✓を記入し、 該当する接種回数を ○で囲ってください)	☐ 不活化ポリオ (IPV)	1 期初回 (1 回目・2 回目・3 回目) ・ 1 期追加	
	☐ B C G		
	☐ 五種混合 (DPT-IPV・ Hib)	1 期初回 (1 回目・2 回目・3 回目) ・ 1 期追加	
	☐ 四種混合 (DPT-IPV)	1 期初回 (1 回目・2 回目・3 回目) ・ 1 期追加	
	☐ 三種混合 (DPT)	1 期初回 (1 回目・2 回目・3 回目) ・ 1 期追加	
	☐ ジフテリア・破傷風混合 (DT)	2 期	
	☐ 日本脳炎	1 期初回 (1 回目・2 回目) ・ 1 期追加・2 期	
	☐ 麻しん風しん混合 (MR)	1 期・2 期・ <u>5 期</u>	
	☐ 麻しん	1 期・2 期	

	☐ 風しん	1 期・2 期・ <u>5 期</u>
	☐ 子宮頸がん予防 (HPV)	1 回目・2 回目・3 回目
	☐ ヒブ (Hib)	初回 (1 回目・2 回目・3 回目) ・ 追加
	☐ 小児用肺炎球菌感染症	初回 (1 回目・2 回目・3 回目) ・ 追加
	☐ 水痘	1 回目・2 回目
	☐ B 型肝炎	1 回目・2 回目・3 回目
	☐ 高齢者肺炎球菌感染症	
	☐ 高齢者帯状疱疹	<u>ビケン</u> <u>シングリックス (1 回目・2 回目)</u>
予防接種 希望医療機関名		
接種予定日	年 月 日	
添付書類	☐ 長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置対象者該当理由書 ☐ 親子 (母子) 健康手帳の被接種者氏名と予防接種のページの写し ※麻しん風しん混合 (MR) 5 期、風しん 5 期、高齢者肺炎球菌感染症または高齢者帯状疱疹の予防接種を希望する人は親子 (母子) 健康手帳の提出は不要	

《註》理由書内容は厚生労働省に報告いたします。理由書の作成費用は自己負担になりますのでご注意ください。

別添 1－2

別記

様式第 1 号（第 4 条、第 5 条関係）

年 月 日

草津市長 宛

長期療養を必要とする疾病等による定期接種に関する特例措置申請書

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等の特別の事情により、定期予防接種の機会を逸していましたが、当該特別の事情がなくなったため、下記の予防接種を受けたく、下記のとおり申請いたします。

申 請 者

住 所：草津市

氏 名：

記

予防接種を受ける人	(フリガナ) 氏 名	(男 ・ 女)	
	住 所	草津市	
	電話番号	－	
	生年月日	年 月 日	
希望する予防接種 (□に✓を記入し、 該当する接種回数を ○で囲ってください)	☐ 不活化ポリオ (IPV)	1 期初回 (1 回目・2 回目・3 回目) ・ 1 期追加	
	☐ B C G		
	☐ 五種混合 (DPT-IPV・ Hib)	1 期初回 (1 回目・2 回目・3 回目) ・ 1 期追加	
	☐ 四種混合 (DPT-IPV)	1 期初回 (1 回目・2 回目・3 回目) ・ 1 期追加	
	☐ 三種混合 (DPT)	1 期初回 (1 回目・2 回目・3 回目) ・ 1 期追加	
	☐ ジフテリア・破傷風混合 (DT)	2 期	
	☐ 日本脳炎	1 期初回 (1 回目・2 回目) ・ 1 期追加・2 期	
	☐ 麻しん風しん混合 (MR)	1 期・2 期	
	☐ 麻しん	1 期・2 期	

	☐ 風しん	1 期・2 期
	☐ 子宮頸がん予防 (HPV)	1 回目・2 回目・3 回目
	☐ ヒブ (Hib)	初回 (1 回目・2 回目・3 回目) ・ 追加
	☐ 小児用肺炎球菌感染症	初回 (1 回目・2 回目・3 回目) ・ 追加
	☐ 水痘	1 回目・2 回目
	☐ B 型肝炎	1 回目・2 回目・3 回目
	☐ 高齢者肺炎球菌感染症	
予防接種 希望医療機関名		
接種予定日	年 月 日	
添付書類	☐ 長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置対象者該当理由書 ☐ 母子健康手帳の氏名と予防接種のページの写し	

《註》理由書内容は厚生労働省に報告いたします。理由書の作成費用は自己負担になりますのでご注意ください。

別添 2－1
様式第 2 号（第 4 条、第 5 条関係）

年 月 日

草津市長 宛

長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種
に関する特例措置対象者該当理由書

予防接種法施行令第 3 条第 2 項の規定に基づき長期にわたり療養を必要とする疾病等の特別の事情により定期接種を受けることができなかった者が、今般、特別の事情がなくなったため、定期接種を実施できると判断しますので、理由書を提出します。

被接種者	住 所	電話番号（	）
	(フリガナ) 氏 名	(男 ・ 女)	
生年月日		年 月 日 (満 歳 ヶ月)	
疾病名等、特別な事情の内容		(疾病分類) (疾病名) (予防接種が受けられなかった理由) (上記の特別な理由が生じた日) 年 月 日 (予防接種が可能となった日) 年 月 日	
今回実施する予防接種の種類、回数 (□に✔を記入し、該当する接種回数を○で囲ってください)	☐ 不活化ポリオ (IPV)	1 期初回 (1 回目 ・ 2 回目 ・ 3 回目) ・ 1 期追加	
	☐ BCG		
	☐ 五種混合 (DPT-IPV- Hib)	1 期初回 (1 回目 ・ 2 回目 ・ 3 回目) ・ 1 期追加	
	☐ 四種混合 (DPT-IPV)	1 期初回 (1 回目 ・ 2 回目 ・ 3 回目) ・ 1 期追加	
	☐ 三種混合 (DPT)	1 期初回 (1 回目 ・ 2 回目 ・ 3 回目) ・ 1 期追加	
	☐ ジフテリア・破傷風混合 (DT)	2 期	
	☐ 日本脳炎	1 期初回 (1 回目 ・ 2 回目) ・ 1 期追加 ・ 2 期	
	☐ 麻しん風しん混合 (MR)	1 期 ・ 2 期 ・ <u>5 期</u>	

	☐ 麻しん	1 期 ・ 2 期
	☐ 風しん	1 期 ・ 2 期 ・ <u>5 期</u>
	☐ 子宮頸がん予防 (HPV)	1 回目 ・ 2 回目 ・ 3 回目
	☐ ヒブ (Hib)	初回 (1 回目 ・ 2 回目 ・ 3 回目) ・ 追加
	☐ 小児用肺炎球菌感染症	初回 (1 回目 ・ 2 回目 ・ 3 回目) ・ 追加
	☐ 水痘	1 回目 ・ 2 回目
	☐ B 型肝炎	1 回目 ・ 2 回目 ・ 3 回目
	☐ 高齢者肺炎球菌感染症	
	☐ 高齢者帯状疱疹	<u>ビケン</u> <u>シングリックス (1 回目 ・ 2 回目)</u>
	医療機関所在地 医療機関名 担当医師名	
備 考		

証明内容について、被接種者（または保護者）の同意のもと、草津市から問い合わせる場合があります。
また、この証明内容は厚生労働省に報告します。

別添 2－2
様式第 2 号（第 4 条、第 5 条関係）

年 月 日

草津市長 宛

長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種
に関する特例措置対象者該当理由書

予防接種法施行令第 3 条第 2 項の規定に基づき長期にわたり療養を必要とする疾病等の特別の事情により定期接種を受けることができなかった者が、今般、特別の事情がなくなったため、定期接種を実施できると判断しますので、理由書を提出します。

被接種者	住 所	電話番号（	）
	(フリガナ) 氏 名	(男 ・ 女)	
生年月日		年 月 日 (満 歳 ヶ月)	
疾病名等、特別な事情の内容		(疾病分類) (疾病名) (予防接種が受けられなかった理由) (上記の特別な理由が生じた日) 年 月 日 (予防接種が可能となった日) 年 月 日	
今回実施する予防接種の種類、回数 (□に✔を記入し、該当する接種回数を○で囲ってください)	☐ 不活化ポリオ (IPV)	1 期初回 (1 回目 ・ 2 回目 ・ 3 回目) ・ 1 期追加	
	☐ BCG		
	☐ 五種混合 (DPT-IPV- Hib)	1 期初回 (1 回目 ・ 2 回目 ・ 3 回目) ・ 1 期追加	
	☐ 四種混合 (DPT-IPV)	1 期初回 (1 回目 ・ 2 回目 ・ 3 回目) ・ 1 期追加	
	☐ 三種混合 (DPT)	1 期初回 (1 回目 ・ 2 回目 ・ 3 回目) ・ 1 期追加	
	☐ ジフテリア・破傷風混合 (DT)	2 期	
	☐ 日本脳炎	1 期初回 (1 回目 ・ 2 回目) ・ 1 期追加 ・ 2 期	
	☐ 麻しん風しん混合 (MR)	1 期 ・ 2 期	

	☐ 麻しん	1 期 ・ 2 期	
	☐ 風しん	1 期 ・ 2 期	
	☐ 子宮頸がん予防 (HPV)	1 回目 ・ 2 回目 ・ 3 回目	
	☐ ヒブ (Hib)	初回 (1 回目 ・ 2 回目 ・ 3 回目) ・ 追加	
	☐ 小児用肺炎球菌感染症	初回 (1 回目 ・ 2 回目 ・ 3 回目) ・ 追加	
	☐ 水痘	1 回目 ・ 2 回目	
	☐ B 型肝炎	1 回目 ・ 2 回目 ・ 3 回目	
	☐ 高齢者肺炎球菌感染症		
	医療機関所在地 医療機関名 担当医師名		
	備 考		

証明内容について、被接種者（または保護者）の同意のもと、草津市から問い合わせる場合があります。
また、この証明内容は厚生労働省に報告します。

別添3-1
様式第4号(第9条第2項関係)

草津市長宛

年 月 日

草津市接種料免除申請書兼税務関係資料閲覧承諾書

草津市予防接種実施要綱第9条第2項により、下記のとおり接種料を免除されるよう申請します。なお、接種料免除のために、健康増進課長が私の世帯の税務関係資料を閲覧することを承諾します。

申請者(被接種者)氏名			
生年月日	年 月 日		
住所	草津市		
電話番号			
免除を希望する 予防接種	予防接種の種類 ※希望する予防接種に○をつけてください		接種料
	() 高齢者のインフルエンザ		
	() 高齢者の新型コロナウイルス感染症		
	() 高齢者の带状疱疹	() ビケン	
	※帯状疱疹の予防接種を希望される方は接種予定のワクチンを 右から1つ選択してください。		
() 高齢者の肺炎球菌感染症			
免除理由	※該当する方に○をつけてください		
	() 生活保護法により保護を受けている世帯		
	() 市民税の非課税世帯または免除世帯		
接種予定医療機関	医療機関名 ()		
	※上記の医療機関の所在地に該当するものに○をつけてください		
	() 草津市・栗東市・守山市・野洲市内		
	() 上記以外の滋賀県内 () 市・町		
	() 滋賀県外		
免除可否決定通知 送付先	※草津市・栗東市・守山市・野洲市内の医療機関以外で接種を希望する場合は、別途申請が必要です。 手続を完了前に接種された場合、費用は全額自己負担となります。		
	※上記住所と異なる場合のみ記入してください		

代理人または成年後見人 氏 名 (総柄)

電話番号

別添3-2
様式第4号(第9条第2項関係)

草津市長宛

年 月 日

草津市接種料免除申請書兼税務関係資料閲覧承諾書

草津市予防接種実施要綱第9条第2項により、下記のとおり接種料を免除されるよう申請します。なお、接種料免除のために、健康増進課長が私の世帯の税務関係資料を閲覧することを承諾します。

申請者(被接種者)氏名			
生年月日	年 月 日		
住所	草津市		
電話番号			
免除を希望する予防接種	予防接種の種類 ※希望する予防接種に○をつけてください		接種料
	() 高齢者のインフルエンザ		
	() 高齢者の肺炎球菌感染症		
	() 高齢者の新型コロナウイルス感染症		
免除理由	※該当する方に○をつけてください		
	() 生活保護法により保護を受けている世帯		
	() 市民税の非課税世帯または免除世帯		
接種予定医療機関	※該当する医療機関に○をつけてください		
	() ① 草津市・栗東市・守山市・野洲市内医療機関		
	() ② 上記以外の滋賀県内医療機関		
	() ③ 滋賀県外医療機関		
免除可否決定通知送付先	※上記住所と異なる場合のみ記入してください		
	〒		

代理人または成年後見人 氏 名 (総柄)

電話番号

(令和7年3月31日揭示済み)

草津市告示第139号

草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和7年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市スマート・エコハウス普及促進
事業補助金交付要綱を廃止する要綱

草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱(令和6年度草津市告示第189号)は廃止する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(令和7年3月31日揭示済み)

草津市告示第 140 号

草津市 MICE 誘致事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 31 日

草津市長 橋 川 渉

草津市 MICE 誘致事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、本市へのミーティング、インセンティブ、コンベンション、エキシビション等のビジネスイベント（以下「MICE」という。）誘致を促進し、もって市内産業の活性化ならびに本市の観光および文化の振興に資することを目的とし、一般社団法人草津市観光物産協会が実施する MICE 誘致事業補助事業に対して、予算の範囲内において草津市 MICE 誘致事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和 59 年草津市規則第 11 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第 2 条 補助対象事業、補助対象経費および補助率は、別表第 1 のとおりとする。

2 前項に規定する補助対象経費は、別表第 2 および別表第 3 に定める補助対象事業等を用いて一般社団法人草津市観光物産協会が補助したものに限る。

(交付申請書の添付書類等)

第 3 条 規則第 3 条に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第 1 号）
- (2) 収支予算書（別記様式第 2 号）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(実績報告書の添付書類等)

第 4 条 規則第 13 条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実績概要報告書（別記様式第 3 号）
- (2) 収支決算書（別記様式第 4 号）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 規則第 13 条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、事業完了後 3 か月以内または当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日までのいずれか早い日までとする。

(概算払)

第 5 条 補助金は、規則第 16 条第 2 項の規定により、概算払により交付することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(草津市観光物産協会補助金交付要綱の一部改正)

2 草津市観光物産協会補助金交付要綱（平成 31 年草津市告示第 123 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後				改正前			
第 1 条～第 5 条 《現行どおり》 別表（第 2 条関係）				第 1 条～第 5 条 《省略》 別表（第 2 条関係）			
補助対象事業		補助対象経費	補助率	補助対象事業		補助対象経費	補助率
観光振興事業	《改正前を削る》	《改正前を削る》	《改正前を削る》	観光振興事業	MICE等誘致キャンペーン	MICE等の誘致活動に要す	10分の10

改正後				改正前			
					ーン事業	る経費	
	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》		《省略》	《省略》	《省略》
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
別記様式第1号～別記様式第4号 《現行どおり》				別記様式第1号～別記様式第4号 《省略》			

別表第1（第2条第1項関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率
MICE誘致事業補助事業	MICE誘致事業補助事業に要する経費（補助金および事務費に限る。）	10分の10

別表第2（第2条第2項関係）

補助事業の区分	補助事業の要件	補助対象者	補助対象経費
コンベンション等開催事業補助金	次の各号のいずれにも該当するコンベンション等を開催する事業であること。 (1) 市内で開催されるものであること。 (2) 開催期間が1日以上（国際コンベンション等に該当しないコンベンション等にあつては、2日以上）であること。 (3) 参加者数（各参加者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によりコンベンション等を開催する場合にあつては、当該方法	当該コンベンション等の開催者（複数の者が共同して開催する場合にあつては、その代表者）	会場使用料、会場工事費、運営委託費、通信機器等備品賃借料、備品購入費、印刷製本費、筆耕翻訳料その他補助事業の実施に要する経費であつて会長が適当と認めるものとする。ただし、飲食に係る経費は、

により参加する者の数を含まないものとする。)が50人以上であること。

(4) 開催者から当該コンベンション等の参加者に対して、市内の宿泊施設および観光に係る情報が提供されていること。

(5) 当該コンベンション等の開催に付随して、エクスカーション等（国際コンベンション等に該当しないコンベンション等であつて参加人数が50人から199人までの規模については、エクスカーション等の実施に代えて市内宿泊の利用とする。）が実施されること。

(6) 国際コンベンション等に該当しないコンベンション等にあつては、地方大会以上の規模であること。

交付の対象としない。

エクスカーション	次の各号のいずれにも該当するエクスカーション等を実施する事業	当該コンベンション	バスの借上げ経費
----------	--------------------------------	-----------	----------

ヨン 等実 施事 業補 助金	であること。 (1) 市外で開催されるコンベンション等に付随して実施するものであること。 (2) 借上げバスを利用して実施するものであること。 (3) 参加者数（当該コンベンション等およびエクスカーション等のいずれにも参加する者に限る。）が20人以上であること。 (4) 開催者から当該コンベンション等の参加者に対して、市内の宿泊施設および観光に係る情報が提供されていること。	等の開催者（複数の者が共同して開催する場合にあっては、その代表者）
----------------------------	---	--

備考

- この表において「コンベンション等」とは、学会、大会、会議、研修会、シンポジウムその他これらに類するものとして会長が適当と認める集会をいう。
- この表において「国際コンベンション等」とは、次の各号のいずれにも該当するコンベンション等をいう。
 - 日本を含む3か国以上の出身国の参加者が参加するものであること。
 - 参加者数の5分の1以上が当該コンベンションへの出席を目的として国外から参加するものであること。
- この表において「エクスカーション等」とは、コンベンション等を開催する者が企画および実施する観光、視察等であって、市内の飲食店（配達飲食サービスを含む。）の1か所以上および市内の有料観光施設（飲食店を含む。）を1か所以上利用するもの（コンベンション等の参加者のうち20人以上が参加するものに限る。）をいう。

別表第3（第2条第2項関係）

区分	参加者数	補助限度額	補助金の額
国際コンベンション等	50人から299人まで	500,000円	次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない方の額とする。（国際コンベンション等に該当しないコンベンション等のうち、50人から199人までのコンベンション等を除く。） (1) 補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）と、補助限度額とを比較していずれか少ない額
国際コンベンション等	300人から499人まで	1,000円	
国際コンベンション等	500人から999人まで	1,500円	
国際コンベンション等	1,000人以上	2,000円	
国際コンベンション等	200人から999人まで	500,000円	(2) 補助対象経費から、当該補助事業に対して国または地方公共団体が交付する補助金等その他収入の額を控除して得た額 国際コンベンション等に該当しないコンベンション等のうち、50人から199人までのコンベンションについては、次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない方の額とする。 (1) 補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額と、市内宿泊施設への宿泊者数に3,000円を乗じた額もしくは補助限度額とを比較していずれか少ない額 (2) 補助対象経費から、当該補助事業に
国際コンベンション等	1,000人から1,999人まで	1,000円	
国際コンベンション等	2,000人から2,999人まで	1,500円	
国際コンベンション等	3,000人以上	2,000円	

様式第 3 号(第 4 条第 1 項第 1 号関係)

実績概要報告書

1 事業の名称	
2 事業の目的	
3 事業の概要 (期日、場所) (内容など)	
4 事業の効果	

様式第 4 号(第 4 条第 1 項第 2 号関係)

収支決算書

1 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	説 明
市 補 助 金			
自 己 資 金			
合 計	0	0	

2 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	説 明
補助対象経費			

(令和 7 年 3 月 3 1 日揭示済み)

草津市告示第 1 4 1 号

草津市魅力店舗誘致事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市魅力店舗誘致事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
草津市魅力店舗誘致事業補助金交付要綱（令和6年草津市告示第53号）の一部を次の表のように改正する。
（下線部分は改正部分）

改正後

第1条 《現行どおり》
(定義)

第2条 《現行どおり》
(1) 中心市街地 都市再生整備計画（草津駅周辺
エリア未来ビジョン地区） に定める滞在快適性
等向上区域をいう。
(2)～(3) 《現行どおり》

第3条 《現行どおり》
(補助対象事業)

第4条 《現行どおり》
(1) くさつまちなかエリアプラットフォームの推
薦を受けた事業
(2)～(3) 《現行どおり》

第5条～第8条 《現行どおり》
(実績報告書の添付書類)

第9条 《現行どおり》
2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、事業
の完了後1月を超えない日または補助金の交付決
定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日
のいずれか早い日までとする。

第10条～第11条 《現行どおり》
別表（第5条関係）

補助対象経費	補助率	補助金限 度額
補助対象事業に係る空き店 舗の内装または外装の改装 工事に係る経費（補助金の 交付の対象者の資産形成と ならない経費に限る。）	《現行ど おり》	<u>100万</u> <u>円</u>

改正前

第1条 《省略》
(定義)

第2条 《省略》
(1) 中心市街地 草津市中心市街地活性化基本計
画に定める区域をいう。

(2)～(3) 《省略》

第3条 《省略》
(補助対象事業)

第4条 《省略》
(1) 草津市中心市街地活性化協議会の推薦を受け
た事業
(2)～(3) 《省略》

第5条～第8条 《省略》
(実績報告書の添付書類)

第9条 《省略》

《改正後に新設》

第10条～第11条 《省略》
別表（第5条関係）

補助対象経費	補助率	補助金限 度額
補助対象事業に係る空き店 舗の内装または外装の改装 工事に係る経費（補助金の 交付の対象者の資産形成と ならない経費に限る。）	《省略》	<u>200万</u> <u>円</u>

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年3月31日揭示済み）

草津市告示第 1 4 2 号

草津市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱（昭和 6 1 年草津市告示第 6 4 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 （補助対象） 第 2 条 補助対象は、次の各号のいずれにも該当する <u>もの</u> とする。 （1） 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の規定により本市の住民基本台帳に記載されている <u>世帯主</u> であること。 （2） 処理容器を利用することができる場所を有し、常に良好な維持管理 <u>が</u> できること。 （3） 市税の滞納がないこと。 <u>（4） 過去 5 年以内にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。</u> 第 3 条～第 5 条 《現行どおり》 （補助金の額） 第 6 条 《現行どおり》 第 7 条～第 9 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号（第 3 条関係） （別添 1－1 のとおり） 別記様式第 2 号～別記様式第 5 号 《現行どおり》	第 1 条 《省略》 （補助対象 <u>者</u> ） 第 2 条 補助対象 <u>者</u> は、次の各号のいずれにも該当する <u>者</u> とする。 （1） 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の規定により本市の住民基本台帳に記載されている <u>者</u> であること。 （2） 処理容器を利用することができる場所を有し、常に良好な維持管理 <u>の</u> できる <u>者である</u> こと。 （3） 市税の滞納がない <u>者である</u> こと。 《改正後に新設》 第 3 条～第 5 条 《省略》 （補助対象の <u>経費</u> ） 第 6 条 《省略》 第 7 条～第 9 条 《省略》 別記様式第 1 号（第 3 条関係） （別添 1－2 のとおり） 別記様式第 2 号～別記様式第 5 号 《省略》

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の草津市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の補助金の交付申請について適用し、同日前の補助金の交付申請については、なお従前の例による。

別添 1－1
別記
様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

生ごみ処理容器購入費補助金 申込用紙

郵便番号	〒 5 2 5 -
住所	草津市
(建物名)	
ふりがな	
申込者名 (世帯主名に限る)	
電話番号	— —

<提出先（下記まで、直接持参または郵送）>
〒525－0043 草津市馬場町 1200 番地 25
草津市資源循環推進課（草津市立クリーンセンター内）

- <下記もあわせて持参、同封しているかチェックを入れて下さい>
- ☐住民票または住民票記載事項証明書の原本
（世帯主名および申込者の住所、氏名、生年月日が記載されていること）
- ☐市税の納税状況の確認承諾書

別添 1－2
別記様式第 1 号（第 3 条関係）

生ごみ処理容器購入費補助金 申込用紙

郵便番号	〒 5 2 5 -
住所	草津市
(建物名)	
ふりがな	
申込者名	
電話番号	— —

<提出先（下記まで、直接持参または郵送）>
〒525－0043 草津市馬場町 1200 番地 25
草津市資源循環推進課（草津市立クリーンセンター内）

- <下記もあわせて持参、同封しているかチェックを入れて下さい>
- ☐住民票または住民票記載事項証明書の原本
（世帯主名および申込者の住所、氏名、生年月日が記載されていること）
- ☐市税の納税状況の確認承諾書

（令和 7 年 3 月 3 1 日揭示済み）

草津市告示第 1 4 3 号

草津市資源回収活動事業推進奨励金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市資源回収活動事業推進奨励金交付要綱の一部を改正する要綱
草津市資源回収活動事業推進奨励金交付要綱（平成 5 年草津市告示第 7 0 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分または破線で囲んだ部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 9 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号（第 6 条第 1 項関係） （別添 1－1 のとおり） 別記様式第 2 号 《現行どおり》	第 1 条～第 9 条 《省略》 別記様式第 1 号（第 6 条第 1 項関係） （別添 1－2 のとおり） 別記様式第 2 号 《省略》

- 付 則
（施行期日）
- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市資源回収活動事業推進奨励金交付要綱別記様式第 1 号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

別添 1－1
別記
様式第 1 号(第 6 条第 1 号関係)

草津市資源回収活動事業推進奨励金 団 体 登録申請書

草津市長 宛

年度草津市資源回収活動事業推進奨励金交付団体として登録されるよう、
草津市資源回収活動事業推進奨励金交付要綱第 6 条第 1 号の規定によりその申請をします。

記

申 請 日	年 月 日
団 体 名 称	
代 表 者 住 所	〒
代 表 者 氏 名	
電 話 番 号	
実施予定回数	年 回程度
年間回収予定量	キログラム程度 (段ボール、新聞、雑誌、繊維類合算でご記入ください)
売却予定業者	

別添 1－2
別記様式第 1 号(第 6 条第 1 号関係)

草津市資源回収活動事業推進奨励金 団 体 登録申請書

年 月 日

草津市長 様

登録申請者
団 体 名
代表者住所
代表者氏名 印
連絡先電話

年度草津市資源回収活動事業推進奨励金交付団体として登録されるよう、
草津市資源回収活動事業推進奨励金交付要綱第 6 条第 1 号の規定によりその申請をします。

記

(年間事業計画書)					
実 施 予 定 月	回収品目および回収予定量				売却予定業者
	紙 類	新 聞	雑 誌	繊 維 類	
	段 ボ ー ル	kg	kg	kg	
合 計		kg	kg	kg	kg

(令和 7 年 3 月 3 1 日揭示済み)

草津市告示第144号

令和7年2月27日開会の草津市議会定例会において議決を経た令和7年度草津市一般会計予算等の要領は、次のとおりである。

令和7年3月31日

草津市長 橋 川 渉

1 予算題目一覧

令和7年度草津市一般会計予算

令和7年度草津市国民健康保険事業特別会計予算

令和7年度草津市財産区特別会計予算

令和7年度草津市学校給食センター特別会計予算

令和7年度草津市介護保険事業特別会計予算

令和7年度草津市後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度草津市水道事業会計予算

令和7年度草津市下水道事業会計予算

令和6年度草津市一般会計補正予算（第9号）

令和6年度草津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度草津市財産区特別会計補正予算（第2号）

令和6年度草津市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和6年度草津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和6年度草津市水道事業会計補正予算（第3号）

令和6年度草津市下水道事業会計補正予算（第2号）

2 要領 略

（令和7年3月31日揭示済み）

草津市告示第145号

草津市災害に伴う廃棄物処分に係る手数料免除に関する要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和7年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市災害に伴う廃棄物処分に係る手数料免除に関する要綱の一部を改正する要綱

草津市災害に伴う廃棄物処分に係る手数料免除に関する要綱（平成 31 年草津市告示第 95 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この要綱は、市内で発生する<u>火災、地震または風水害等に罹災した住宅等から発生するごみ</u>（以下「災害廃棄物」という。）を、市民が自ら速やかに<u>草津市立クリーンセンターに搬入し、処分を委託する場合における手数料を、草津市手数料条例（昭和 53 年草津市条例第 4 号）第 7 条第 3 号の規定により免除することについて、必要な事項を定めるものとする。</u> （対象） 第 2 条 この要綱において対象となる災害廃棄物は、<u>現に自己の居住する住宅等から発生したもので、次に掲げる原因および家屋の区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。</u> （1）<u>火災に起因するもの</u> ア <u>持ち家または自己が所有する建物である場合 家財道具、生活用品の燃え残りおよび家屋材（戸板、畳、建具等。以下同じ。）の炭や灰</u> イ <u>借家である場合 借主が所有する家財道具および生活用品の燃え残り、炭や灰</u> ウ <u>店舗その他の併用住宅の場合 自己の生活の用に供する部分にある家財道具、生活用品の燃え残りおよび家屋材の炭や灰</u> （2）<u>火災を除く災害に起因するもの</u> ア <u>持ち家である場合 損壊、汚損した家財道具、生活用品および家屋材</u> イ <u>借家である場合 借主が所有し、かつ汚損、損壊した家財道具および生活用品</u> ウ <u>店舗その他の併用住宅の場合 自己の生活の用に供する部分で、損壊、汚損した家財道具、生活用品および家屋材</u> 《改正前を削る》 （免除申請と決定通知書の交付） 第 3 条 災害廃棄物の処分を希望する者は、災害廃棄物処分手数料免除申請書（別記様式第 1 号）	（趣旨） 第 1 条 この要綱は、市内で発生する<u>住宅等の災害に伴い発生する廃棄物</u>（以下「災害廃棄物」という。）を、市民が自ら速やかに<u>処分することが困難と認められる場合において、適正な処分ができるよう処分に係る手数料の免除に関して、必要な事項を定めるものとする。</u> （対象） 第 2 条 この要綱において対象となる災害廃棄物は<u>暴風、竜巻、豪雨、洪水、土砂災害、地震その他異常な自然現象または火事もしくは爆発等人為的な災害等によって発生したものであり、次のいずれかに該当すること。</u> （1）<u>持ち家である場合は、家財道具、生活用品および家屋から生じる燃え殻のみとする。</u> （2）<u>借家である場合は、借主の所有物で家財道具および生活用品のみとする。</u> （3）<u>店舗その他の併用住宅の場合は、生活の用に供する部分から発生する家財道具および生活用品ならびに生活の用に供する家屋から生じる燃え殻のみとする。</u> （免除申請と決定通知書の交付） 第 3 条 災害廃棄物の処分を希望する者は、災害廃棄物処分手数料免除申請書（別記様式第 1 号）

改正後	改正前
に、<u>公的機関が発行した罹災証明書を添付の上</u>、市長に提出しなければならない。 2～3 《現行どおり》 (搬入) 第4条 前条第3項の災害廃棄物処分手数料免除決定通知書の交付を受けた者は、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則（平成8年草津市規則第27号）第4条に定める「受入基準」に従い、草津市立クリーンセンターに自己搬入するものとする。 <u>(免除の取消し)</u> 第5条 市長は、第3条第3項の規定により手数料を免除することの決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。 (1) <u>偽りその他不正な行為があったとき。</u> (2) <u>第2条に規定する免除の対象に該当しなくなったとき。</u> (3) <u>前条の規定に違反したとき。</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。</u> (その他) 第6条 この要綱の<u>施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u> 別記様式第1号（第3条第1項関係） (別添1-1のとおり) 別記様式第2号（第3条第3項関係） (別添2-1のとおり)	に、<u>被災状況の分かる</u>罹災証明書を添付の<u>うえ</u>市長に提出しなければならない。 2～3 《省略》 (搬入) 第4条 前条第3項の災害廃棄物処分手数料免除決定通知書の交付を受けた者は、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則（平成8年草津市規則第27号）第4条に定める「受入基準」に従い、草津市立クリーンセンターに自己搬入するものとする。<u>ただし、相当量を超える分および市が処理困難物と指定したものは、搬入することができない。</u> <u>(費用負担)</u> 第5条 市長は、この要綱に基づき災害廃棄物を処分したものに対し、<u>草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）第7条第3号の規定により、手数料を免除するものとする。</u> (その他) 第6条 この要綱に<u>定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。</u> 別記様式第1号（第3条第1項関係） (別添1-2のとおり) 別記様式第2号（第3条第3項関係） (別添2-2のとおり)

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別添 1－1

別記

様式第 1 号（第 3 条第 1 項関係）

災害廃棄物処分手数料免除申請書			
搬入年月日	年 月 日		
品 目			
数 量			
家屋の区分	1 持ち家 ・ 2 借家 ・ 3 店舗その他の併用住宅		
申 請 者	住 所		
	氏 名 印		
上記のとおり申請します。なお、審査のため、市職員が現地確認を行うことに同意します。			
年 月 日			
草津市長 宛			
場 所	草津市立クリーンセンター	備 考	

別添 1－2

別記

様式第 1 号（第 3 条第 1 項関係）

災害廃棄物処分手数料免除申請書			
搬入年月日	年 月 日		
品 目			
数 量			
申 請 者	住所		
	氏名 印		
上記のとおり申請します。なお、審査のため、市職員が現地確認を行うことに同意します。			
年 月 日			
草津市長 宛			
場 所	草津市立クリーンセンター	備 考	
課 長		係 長	係 員

別添 2－1

様式第 2 号（第 3 条第 3 項関係）

災害廃棄物処分手数料免除決定通知書			
搬入年月日	年 月 日	場 所	草津市立クリーンセンター
品 目			
数 量			
家屋の区分	1 持ち家 ・ 2 借家 ・ 3 店舗その他の併用住宅		
可 否	1 免除は認めない 2 免除は認める		
条 件 等			
申 請 者	住所 氏名		
上記のとおり通知します。			
年 月 日			
草津市長 印			
ごみ搬入日時	月曜日から金曜日 午前 8 時 3 0 分から午後 4 時まで ただし、正午から午後 1 時までを除く ※ 土曜日・日曜日・祝日は搬入できません。		

別添 2－2

様式第 2 号（第 3 条第 3 項関係）

災害廃棄物処分手数料免除決定通知書			
搬入年月日	年 月 日	場 所	草津市立クリーンセンター
品 目			
数 量			
可 否	1 免除は認めない 2 免除は認める		
申 請 者	住所 氏名		
上記のとおり通知します。			
年 月 日			
草津市長 印			
※ この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、草津市長に対して、地方自治法および行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。 また、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月を経過するまでに、草津市を被告として（草津市長が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。（ただし、当該処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると訴えを提起することはできません。） なお、処分の取消の訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起をすることができますが、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該裁決を経ないでも提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても決定がないとき。 (2) 処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。			
ごみ搬入時間	月曜日から金曜日 午前 8 時 3 0 分から午後 4 時まで ただし、正午から午後 1 時までを除く。 ※ 土曜日・日曜日・祝日は搬入できません。		

草津市告示第146号

草津市障害福祉人材育成研修受講支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和7年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市障害福祉人材育成研修受講支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市障害福祉人材育成研修受講支援事業補助金交付要綱（令和4年草津市告示第326号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第4条 《現行どおり》 （補助金の交付申請） 第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、市長に対し、 <u>第2条に規定する研修受講の修了を証するものが発行された後、速やかに</u> 草津市障害福祉人材育成研修受講支援事業補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に書類を添えて申請しなければならない。 2～3 《現行どおり》 第6条～第8条 《現行どおり》 付 則 1～2 《現行どおり》 3 この要綱は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。 別表 《現行どおり》 別記様式第1号～別記様式第5号 《現行どおり》	第1条～第4条 《省略》 （補助金の交付申請） 第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、市長に対し、 <u>研修受講職員が第2条に規定する研修を修了した日から30日以内に</u> 草津市障害福祉人材育成研修受講支援事業補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に書類を添えて申請しなければならない。 2～3 《省略》 第6条～第8条 《省略》 付 則 1～2 《省略》 3 この要綱は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、その効力を失う。 別表 《省略》 別記様式第1号～別記様式第5号 《省略》

付 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

（令和7年3月31日揭示済み）

草津市告示第147号

草津市障害者グループホーム整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和7年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市障害者グループホーム整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市障害者グループホーム整備事業補助金交付要綱（令和6年草津市告示第158号）の一部を次の表のよう

に改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 8 条 《現行どおり》 (補助事業等実績報告書の添付書類) 第 9 条 《現行どおり》 2 前項に規定する書類の提出期限は、補助対象事業の完了した日から起算して 1 月以内とする。 第 1 0 条 《現行どおり》 付 則 1 《現行どおり》 2 この要綱は、 <u>令和 8 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。 別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 《現行どおり》	第 1 条～第 8 条 《省略》 (補助事業等実績報告書の添付書類) 第 9 条 《省略》 2 前項に規定する書類の提出期限は、補助対象事業の完了した日から起算して 1 月以内 <u>または補助金の交付を決定した年度の翌年度の 4 月 1 0 日までのいずれか早い日まで</u> とする。 第 1 0 条 《省略》 付 則 1 《省略》 2 この要綱は、 <u>令和 7 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。 <u>ただし、第 9 条の規定については、なお、従前の例による。</u> 別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 《省略》

付 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する。

(令和 7 年 3 月 3 1 日揭示済み)

草津市告示第 1 4 8 号

公金の収納および徴収事務の委託について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり委託することから、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

- 1 指定公金事務取扱者の名称および所在地
- 名 称 株式会社さとふる
- 所在地 東京都中央区京橋二丁目 2 - 1
- 2 指定公金事務取扱者に納付させる歳入
- 草津市ふるさと寄附条例（平成 2 0 年草津市条例第 1 8 号）に基づく寄附金
- 3 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(令和 7 年 4 月 1 日揭示済み)

草津市告示第149号

草津市特別支援処遇委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和7年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市特別支援処遇委員会設置要綱の一部を改正する要綱

草津市特別支援処遇委員会設置要綱（平成20年草津市告示第122号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第6条 《現行どおり》 （庶務） 第7条 処遇委員会の庶務は、 <u>こども若者部</u> 発達支援センターにおいて処理する。 第8条 《現行どおり》	第1条～第6条 《省略》 （庶務） 第7条 処遇委員会の庶務は、 <u>子ども未来部</u> 発達支援センターにおいて処理する。 第8条 《省略》

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年4月1日揭示済み）

草津市告示第150号

草津市発達障害者等支援システム推進協議会要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和7年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市発達障害者等支援システム推進協議会要綱の一部を改正する要綱

草津市発達障害者等支援システム推進協議会要綱（平成18年草津市告示第200号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第5条 《現行どおり》 （庶務） 第6条 協議会の庶務は、 <u>こども若者部</u> 発達支援センターにおいて処理する。 第7条 《現行どおり》	第1条～第5条 《省略》 （庶務） 第6条 協議会の庶務は、 <u>子ども未来部</u> 発達支援センターにおいて処理する。 第7条 《省略》

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年4月1日揭示済み）

草津市告示第 1 5 1 号

草津市スポーツ協会等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市スポーツ協会等補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市スポーツ協会等補助金交付要綱（平成 1 2 年草津市告示第 9 8 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後				改正前			
第 1 条～第 3 条 《現行どおり》 別表（第 3 条関係） 補助金の交付要件				第 1 条～第 3 条 《省略》 別表（第 3 条関係） 補助金の交付要件			
補助金の種類	補助対象者	補助対象経費	補助金額	補助金の種類	補助対象者	補助対象経費	補助金額
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
草津市スポーツ少年団事業補助金	《現行どおり》	活動費（事業費） <u>スポーツ指導者資格取得更新費</u>		草津市スポーツ少年団事業補助金	《省略》	活動費（事業費）	
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》		《省略》	《省略》	《省略》	

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済み）

草津市告示第 1 5 2 号

草津市営住宅建替事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市営住宅建替事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市営住宅建替事業実施要綱（平成 1 9 年草津市告示第 2 1 2 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 6 条 《現行どおり》	第 1 条～第 6 条 《省略》

改正後	改正前
(指定住宅または仮住居の確保および提供) 第7条 《現行どおり》 2 市長は、<u>市営住宅を指定住宅もしくは仮住居として指定するとき、または一般住宅を仮住居として指定するときは、対象者に対して移転先通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。</u> 3 市長は、対象者が<u>前項で市長が指定する以外の一般住宅を仮住居として使用しようとする場合は、当該対象者から仮住居指定申請書(別記様式第5号)を提出させるものとする。</u> (仮住居の指定) 第8条 《現行どおり》 2 市長は、前項の規定により指定の可否を決定し、仮住居指定通知書(<u>別記様式第6号</u>)により対象者に通知するものとする。 第9条～第11条 《現行どおり》 (移転料の支払手続) 第12条 市長は、対象者が移転を完了したときは、市営住宅建替事業移転料請求書(<u>別記様式第7号</u>)に基づき前条第1項各号の移転料を支払うものとする。ただし、対象者で第5条第2項に定める住宅移転承諾書を提出した者が移転料の前払を希望し、その必要があると認められる場合は、市営住宅建替事業移転料前払請求書(<u>別記様式第8号</u>)により、移転完了前に支払うことができる。 第13条～第17条 《現行どおり》 別記様式第1号～別記様式第3号 《現行どおり》 <u>別記様式第4号(第7条第2項関係)</u> (別添1のとおり) <u>別記様式第5号</u>(第7条第3項関係) (別添2-1のとおり) <u>別記様式第6号</u>(第8条第2項関係) (別添3-1のとおり) <u>別記様式第7号</u>(第12条関係) (別添4-1のとおり) <u>別記様式第8号</u>(第12条関係) (別添5-1のとおり)	(指定住宅または仮住居の確保および提供) 第7条 《省略》 2 市長は、<u>他の市営住宅を指定住宅または仮住居として提供するときは、対象者に対し条例第8条第1項の規定に基づく市営住宅入居の申込みをさせるものとする。</u> 3 市長は、対象者が一般住宅を仮住居として使用しようとする場合は、当該対象者から仮住居指定申請書(<u>別記様式第4号</u>)を提出させるものとする。 (仮住居の指定) 第8条 《省略》 2 市長は、前項の規定により指定の可否を決定し、仮住居指定通知書(<u>別記様式第5号</u>)により対象者に通知するものとする。 第9条～第11条 《省略》 (移転料の支払手続) 第12条 市長は、対象者が移転を完了したときは、市営住宅建替事業移転料請求書(<u>別記様式第6号</u>)に基づき前条第1項各号の移転料を支払うものとする。ただし、対象者で第5条第2項に定める住宅移転承諾書を提出した者が移転料の前払を希望し、その必要があると認められる場合は、市営住宅建替事業移転料前払請求書(<u>別記様式第7号</u>)により<u>移転料の2分の1を限度として</u>、移転完了前に支払うことができる。 第13条～第17条 《省略》 別記様式第1号～別記様式第3号 《省略》 《改正後に新設》 <u>別記様式第4号</u>(第7条第3項関係) (別添2-2のとおり) <u>別記様式第5号</u>(第8条第2項関係) (別添3-2のとおり) <u>別記様式第6号</u>(第12条関係) (別添4-2のとおり) <u>別記様式第7号</u>(第12条関係) (別添5-2のとおり)

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別添 1

様式第 4 号（第 7 条第 2 項関係）

年 月 日

様

草津市長

移転通知書

指定住宅または仮住居への移転について、草津市営住宅建替事業実施要綱第 7 条第 2 項に基づき、次のとおり通知しますので、現在居住されている住居を明け渡し、移転完了期限までに移転してください。

記

1 移転先

(1) 指定住宅 ・市営住宅 団地 棟 号
(2) 仮住居 ・市営住宅 団地 棟 号
・一般住宅 住所
建物名

2 移転元

団地 棟 号

3 移転完了期限

年 月 日

別添 2－1

様式第 5 号（第 7 条第 3 項関係）

年 月 日

草津市長 宛

団地 棟 号

氏 名

仮住居指定申請書

この度、市営住宅の明渡しに際し、新住宅の入居の日まで、下記の条件により一般住宅を仮住居として使用することを申請します。

記

種 類 (いずれかに○を)	民間住宅 その他 ()
住 所	電話番号
家 賃	円 敷金 円
一般住宅を仮住居として使用する理由 いずれかに○印をしてください。	1 遠く離れることにより、通勤や通学が著しく困難となる。 2 その他（理由を具体的に）

別添 2－2

様式第 4 号（第 7 条第 3 項関係）

年 月 日

草津市長 様

市営 団地 棟 号

氏 名 印

仮住居指定申請書

この度、市営住宅の明渡しに際し、新住宅の入居の日まで、下記の条件により一般住宅を仮住居として使用することを申請します。

記

種 類 (いずれかに○を)	民間住宅 その他 ()
住 所	電話番号
家 賃	円 敷金 円
一般住宅を仮住居として使用する理由 いずれかに○印をしてください。	1 遠く離れることにより、通勤や通学が著しく困難となる。 2 その他（理由を具体的に）

別添 3－1

様式第 6 号（第 8 条第 2 項関係）

年 月 日

様

草津市長

仮住居指定通知書

年 月 日付けで仮住居指定申請のあった一般住宅については、草津市営住宅建替事業実施要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり通知します。

記

☐ 次の条件により仮住居として指定します。

種 類 (いずれかに○を)	民間住宅 その他 ()
住 所	電話番号
家 賃	円 敷金 円
一般住宅を仮住居として使用する理由	

☐ 仮住居として指定しません。

指定しない理由	
---------	--

別添3－2

様式第5号（第8条第2項関係）

年 月 日

様

草津市長

印

仮住居指定通知書

年 月 日付で仮住居指定申請のあった一般住宅については、草津市営住宅建替事業実施要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり通知します。

記

□ 次の条件により仮住居として指定します。

種 類 (いずれかに○を)	民間住宅 その他 ()		
住 所	電話番号		
家 賃	円	敷金	円
一般住宅を仮住居として使用する理由			

□ 仮住居として指定しません。

指定しない理由	
---------	--

別添4－1

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

草津市長 宛

住 所

氏 名

市営住宅建替事業移転料請求書

下記のとおり市営住宅建替事業の実施に伴う移転料を請求します。

記

内 訳	金	円
	移転料金額	円
	既受領額	円
	今回請求額	円
	残 額	円

(振込先)

金融機関名		支 店 名	
預 金 種 類	普通 ・ 当座	口座番号	
ふりがな			
口 座 名 義			

別添4－2

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

草津市長

住 所

氏 名

印

市営住宅建替事業移転料請求書

下記のとおり市営住宅建替事業の実施に伴う移転料を請求します。

記

内 訳	金	円
	移転料金額	円
	既受領額	円
	今回請求額	円
	残 額	円

(振込先)

金融機関名		支 店 名	
預 金 種 類	普通 ・ 当座	口座番号	
ふりがな			
口 座 名 義			

別添5－1

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

草津市長 宛

住 所

氏 名

市営住宅建替事業移転料前払請求書

下記のとおり市営住宅建替事業の実施に伴う移転料の前払を請求します。

記

内 訳	金	円
	移転料金額	円
	既受領額	円
	今回請求額	円
	残 額	円

(振込先)

金融機関名		支 店 名	
預 金 種 類	普通 ・ 当座	口座番号	
ふりがな			
口 座 名 義			

別添5-2
様式第7号（第12条関係）

年 月 日

草津市長

住 所
氏 名 印

市営住宅建替事業移転料前払請求書

下記のとおり市営住宅建替事業の実施に伴う移転料の前払を請求します。

記

金 円	
移転料金額	円
既受領額	円
今回請求額	円
残 額	円

（振込先）

金融機関名		支店名	
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号	
ふりがな			
口座名義			

（令和7年4月1日揭示済み）

草津市告示第153号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を指定したので、草津市会計規則（平成6年草津市規則第12号）第20条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月1日

草津市長 橋 川 渉

1 指定納付受託者の名称および所在地

- (1) 名 称 株式会社滋賀ディーシーカード
所在地 滋賀県大津市浜町1番10号
- (2) 名 称 株式会社しがぎんジェーシービー
所在地 滋賀県大津市浜町1番10号 浜大津滋賀ビル3階
- (3) 名 称 株式会社トラストバンク
所在地 東京都品川区上大崎三丁目1番1号

- (4) 名 称 株式会社さとふる
所在地 東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン13F
- (5) 名 称 株式会社アイモバイル
所在地 東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階
- (6) 名 称 P a y P a y株式会社
所在地 東京都千代田区紀尾井町1-3
- (7) 名 称 楽天グループ株式会社
所在地 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス
- (8) 名 称 株式会社D G フィナンシャルテクノロジー
所在地 東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
- (9) 名 称 株式会社近鉄百貨店
所在地 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号

2 指定納付受託者に納付させる歳入
草津市ふるさと寄附条例（平成20年草津市条例第18号）に基づく寄附金

3 指定期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（令和7年4月1日揭示済み）

草津市告示第154号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第2項の規定により、指定納付受託者を指定したので、草津市会計規則（平成6年草津市規則第12号）第20条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月1日

草津市長 橋 川 渉

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
- 名 称 株式会社N T T データ
所在地 東京都江東区豊洲3-3-3

- 2 納入義務者から委託を受ける歳入
草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）別表に規定する諸証明の交付に係る手数料（インターネットによる交付の申請および手数料の納付がなされるものに限る。）
- 3 指定期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(令和7年4月1日揭示済み)

草津市告示第155号

草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。
令和7年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱（平成27年草津市告示第180号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後		改正前	
第1条～第10条 《現行どおり》 別表第1 《現行どおり》 別表第2（第5条第1項第1号関係）		第1条～第10条 《省略》 別表第1 《省略》 別表第2（第5条第1項第1号関係）	
補助要件、基準額および補助基準額	補助対象経費	補助要件、基準額および補助基準額	補助対象経費
補助要件および基準額は、次の1から3までのとおりとし、基準額から徴収すべき保育料（別表第1の「保育料」をいう。）の額を差し引いた額を補助基準額とする。 1 基本分 基準額は、次の各号に掲げる場合に 応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 学習や運動教室との連携、昼食提供サービスなど、多くの児童の受け入れに資する魅力ある事業を実施し、民設児童育成クラブを利用する児童数(4月1日における通年利用	《現行どおり》	補助要件および基準額は、次の1から3までのとおりとし、基準額から徴収すべき保育料(別表第1の「保育料」をいう。)の額を差し引いた額を補助基準額とする。 1 基本分 基準額は、次の各号に掲げる場合に 応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 学習や運動教室との連携、昼食提供サービスなど、多くの児童の受け入れに資する魅力ある事業を実施し、民設児童育成クラブを利用する児童数(4月1日における通年利用	《省略》

改正後

の児童数をいう。)が次のいずれかに該当する場合 次の表の左欄の児童数の区分に応じ、右欄に掲げる額

ア 施設の定員が 30 人以下の場合
は 24 人以上

イ 施設の定員が 30 人を超える場合にあっては 32 人以上

児童数区分	基準額
20 人以上 30 人未満	<u>9, 567, 948 円</u>
30 人以上 40 人未満	<u>9, 711, 942 円</u>
40 人以上 45 人未満	<u>9, 855, 935 円</u>
45 人以上 50 人未満	<u>18, 352, 135 円</u>
50 人以上 60 人未満	<u>18, 496, 128 円</u>
60 人以上 70 人未満	<u>18, 640, 122 円</u>
70 人以上 80 人未満	<u>18, 784, 115 円</u>
80 人以上	<u>18, 928, 108 円</u>

(2) その他の場合 次の表の左欄の児童数の区分に応じ、右欄に掲げる額

児童数区分	基準額
20 人未満	<u>8, 338, 554 円</u>
20 人以上 30 人未満	<u>8, 482, 548 円</u>
30 人以上 40 人未満	<u>8, 626, 542 円</u>
40 人以上 45 人未満	<u>8, 770, 535 円</u>
45 人以上 50 人未満	<u>16, 181, 335 円</u>
50 人以上 60 人未満	<u>16, 325, 328 円</u>
60 人以上 70 人未満	<u>16, 469, 322 円</u>
70 人以上 80 人未満	<u>16, 613, 315 円</u>
80 人以上	<u>16, 757, 308 円</u>

改正前

の児童数をいう。)が次のいずれかに該当する場合 次の表の左欄の児童数の区分に応じ、右欄に掲げる額

ア 施設の定員が 30 人以下の場合
は 24 人以上

イ 施設の定員が 30 人を超える場合にあっては 32 人以上

児童数区分	基準額
20 人以上 30 人未満	<u>7, 505, 886 円</u>
30 人以上 40 人未満	<u>7, 674, 946 円</u>
40 人以上 45 人未満	<u>7, 844, 005 円</u>
45 人以上 50 人未満	<u>14, 556, 905 円</u>
50 人以上 60 人未満	<u>14, 725, 965 円</u>
60 人以上 70 人未満	<u>14, 895, 025 円</u>
70 人以上 80 人未満	<u>15, 064, 084 円</u>
80 人以上	<u>15, 233, 144 円</u>

(2) その他の場合 次の表の左欄の児童数の区分に応じ、右欄に掲げる額

児童数区分	基準額
20 人未満	<u>6, 429, 526 円</u>
20 人以上 30 人未満	<u>6, 598, 586 円</u>
30 人以上 40 人未満	<u>6, 767, 646 円</u>
40 人以上 45 人未満	<u>6, 936, 705 円</u>
45 人以上 50 人未満	<u>12, 742, 305 円</u>
50 人以上 60 人未満	<u>12, 911, 365 円</u>
60 人以上 70 人未満	<u>13, 080, 425 円</u>
70 人以上 80 人未満	<u>13, 249, 484 円</u>
80 人以上	<u>13, 418, 544 円</u>

改正後

2 加配支援員等加算

支援を要する児童として市が認めた児童を受け入れるため、市が認めた人数の範囲内で当該児童の支援を行うための職員（以下「加配支援員等」と言う。）を追加配置する場合は、加配支援員等1人あたり年額3, 3 6 1, 3 0 0円を補助基準額に加算する。

ただし、支援を要する児童として市が認めた児童が年度途中に入会した場合は、在籍した月割額、退会した場合は退会月の翌月を含んだ月割額（1円未満は切り捨て）とする。

3 弾力運用加算分

次の表の加算項目の欄の区分に応じ、基準日の欄の基準日時点の児童数が「1基本分」の第1号または第2号の表の児童数の区分の最低人数(20人未満は10人、45人以上50人未満は40人)を上回る場合は、加算項目の欄の区分ごとに対象児童数の欄の数に加算額の欄の額を乗じた額を補助基準額に加算する。

加算項目	基準日	対象児童数	加算額
弾力運用加算	《現行どおり》	《現行どおり》	<u>1, 0 7 7円</u> ／月
夏季弾力運用加算	《現行どおり》	《現行どおり》	<u>2, 3 2 4円</u> ／月
学校休業期間弾力運用加算	《現行どおり》	《現行どおり》	<u>4 2円</u> に各学校休業期間における開設日数を乗じて得た額

改正前

2 加配支援員等加算

支援を要する児童として市が認めた児童を受け入れるため、市が認めた人数の範囲内で当該児童の支援を行うための職員（以下「加配支援員等」と言う。）を追加配置する場合は、加配支援員等1人あたり年額2, 4 1 2, 4 0 0円を補助基準額に加算する。

ただし、支援を要する児童として市が認めた児童が年度途中に入会した場合は、在籍した月割額、退会した場合は退会月の翌月を含んだ月割額（1円未満は切り捨て）とする。

3 弾力運用加算分

次の表の加算項目の欄の区分に応じ、基準日の欄の基準日時点の児童数が「1基本分」の第1号または第2号の表の児童数の区分の最低人数(20人未満は10人、45人以上50人未満は40人)を上回る場合は、加算項目の欄の区分ごとに対象児童数の欄の数に加算額の欄の額を乗じた額を補助基準額に加算する。

加算項目	基準日	対象児童数	加算額
弾力運用加算	《省略》	《省略》	<u>1, 3 0 9円</u> ／月
夏季弾力運用加算	《省略》	《省略》	<u>2, 6 0 1円</u> ／月
学校休業期間弾力運用加算	《省略》	《省略》	<u>5 1円</u> に各学校休業期間における開設日数を乗じて得た額

別表第3（第5条第1項第2号、第3号関係）

区分	補助要件および補助基準額	補助対象経費
賃借料補助	民設児童育成クラブを、民家・アパート等を活用して実施する場合の賃借料を補助する	《現行どおり》

別表第3（第5条第1項第2号、第3号関係）

区分	補助要件および補助基準額	補助対象経費
賃借料補助	民設児童育成クラブを、民家・アパート等を活用して実施する場合の賃借料を補助する	《省略》

改正後			改正前		
	ものとし、補助基準額は、1 支援単位あたり年額 <u>3,374,000 円</u> とする。ただし、所有権移転の条項が付されている賃貸借契約に係る費用は対象としない。			ものとし、補助基準額は、1 支援単位あたり年額 <u>2,996,000 円</u> とする。ただし、所有権移転の条項が付されている賃貸借契約に係る費用は対象としない。	
送迎費補助	1 授業終了後の学校等から民設児童育成クラブへの移動時の付き添いやバス等による送迎に係る費用を補助するものとし、補助基準額は、1 支援単位あたり年額 <u>536,000 円</u> とする。 2 民設児童育成クラブの所在小学校区の小学校に加え、他の小学校や駅その他市長が認める場所まで送迎を行う場合、年額 <u>536,000 円</u> を加算する。	《現行どおり》	送迎費補助	1 授業終了後の学校等から民設児童育成クラブへの移動時の付き添いやバス等による送迎に係る費用を補助するものとし、補助基準額は、1 支援単位あたり年額 <u>479,000 円</u> とする。 2 民設児童育成クラブの所在小学校区の小学校に加え、他の小学校や駅その他市長が認める場所まで送迎を行う場合、年額 <u>479,000 円</u> を加算する。	《省略》
別記様式第 1 号～別記様式第 15 号 《現行どおり》			別記様式第 1 号～別記様式第 15 号 《省略》		

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する

(令和 7 年 4 月 1 日揭示済み)

草津市告示第 156 号

草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱（令和 3 年草津市告示第 254 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分または破線で囲んだ部分は改正部分)

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)

改正後	改正前
第1条 市長は、不登校児童生徒の社会的自立を図るとともに、市が認定するフリースクールを利用する場合の費用に対する支援を行うことで、不登校児童生徒の通いの場を確保することを目的として、不登校児童生徒がフリースクールを利用するために要する経費に対し、予算の範囲内において草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。<u>以下「規則」という。</u>）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。 （定義） 第2条 《現行どおり》 (1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童および学齢生徒のうち、草津市に住所を有する者をいう。 (2)～(3) 《現行どおり》 （補助対象者） 第3条 《現行どおり》 (1)～(3) 《現行どおり》 (4) 学校における児童生徒の出席状況等の情報について、在籍学校が市長に情報提供することを承諾する保護者 (5) 認定施設を利用することにより在籍学校の出席扱いを受けている児童生徒の保護者 (6) 《現行どおり》 (7) 《現行どおり》 （補助金の額等） 第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）<u>および</u>補助金の額は、別表のとおりとする。 （補助対象者の認定） <u>第5条</u> 補助金の交付を受けようとする者は、草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金対象者認定申請書（別記様式第1号）を提出しなければならない。 2 前項の申請書は、原則として施設の利用開始までに提出するものとする。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めるときは、この限りではない。 3 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定すると	第1条 市長は、不登校児童生徒の社会的自立を図るとともに、市が認定するフリースクールを利用する場合の費用に対する支援を行うことで、不登校児童生徒の通いの場を確保することを目的として、不登校児童生徒がフリースクールを利用するために要する経費に対し、予算の範囲内において草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。 （定義） 第2条 《省略》 (1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童および学齢生徒のうち、<u>草津市立小学校または中学校に在籍し、かつ</u>、草津市に住所を有する者をいう。 (2)～(3) 《省略》 （補助対象者） 第3条 《省略》 (1)～(3) 《省略》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 (4) 《省略》 (5) 《省略》 （補助金の額等） 第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）<u>、</u>補助金の額<u>および支給時期</u>は、別表のとおりとする。 《改正後に新設》

改正後	改正前
ともに、その旨を草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金対象者認定（不認定）通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。 4 前項の規定により補助金対象者認定を受けた者は、申請事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に理由を付して届け出て、市長の承認を受けなければならない。 (補助金の交付申請等) 第6条 補助対象者は、草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付申請書兼請求書（<u>別記様式第3号</u>）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1) 《現行どおり》 (2) 認定施設利用状況報告書（別記様式第4号） (3) 《現行どおり》 2 前項の申請書は、原則として<u>次の各号に掲げる認定施設を利用した期間に応じて、当該各号に定める期間中に提出するものとする。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めるときは、この限りではない。</u> (1) 4月1日から6月30日までの期間の利用 7月1日から7月15日 (2) 7月1日から9月30日までの期間の利用 10月1日から10月15日 (3) 10月1日から12月31日までの期間の利用 翌年1月1日から1月15日 (4) 1月1日から3月31日までの期間の利用 4月1日から4月10日 3 第1項の申請書の提出により、規則第13条に規定する実績報告があったものとみなす。 (補助金の交付決定等) 第7条 《現行どおり》 2 市長は、前項の規定により補助金を交付するものと決定したときは、草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付決定通知書（<u>別記様式第5号</u>）により、補助対象者に通知するものとする。 3 前項の通知により、規則第14条に規定する補助金等の額の確定通知がなされたものとみなす。 (代理受領) 第8条 補助金は、認定施設の設置者の代理受領により交付することができるものとする。 《改正前を削る》	(補助金の交付申請) 第5条 補助対象者は、草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付申請書（<u>別記様式第1号</u>）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1) 《省略》 《改正後に新設》 (2) 《省略》 2 前項の申請書は、原則として<u>施設の利用開始までに提出するものとする。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めるときは、この限りではない。</u> 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 (補助金の交付決定等) 第6条 《省略》 2 市長は、前項の規定により補助金を交付するものと決定したときは、草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付決定通知書（<u>別記様式第2号</u>）により、補助対象者に通知するものとする。 《改正後に新設》 (補助金の交付等) 第7条 補助金は、認定施設の設置者の代理受領により交付するものとする。 2 補助金の交付決定を受けた者は、月ごとの補助

改正後	改正前
《改正前を削る》 《改正前を削る》 第9条 市長は、補助対象者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとしたときまたは受けたときは、<u>第7条第2項に規定する</u>補助金の交付決定および<u>同条第3項に規定する確定通知</u>の全部または一部を取り消すことができる。 《改正前を削る》 第10条 《現行どおり》 第11条 《現行どおり》 第12条 《現行どおり》 第13条 《現行どおり》 (施設の認定) 第14条 《現行どおり》 2 市長は、認定施設が第11条の基準を満たさなくなったときは前項の認定を取り消すものとする。 (委任) 第15条 《現行どおり》 別表(第4条関係)	対象経費について当該月の翌月の10日までに、草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金認定施設利用状況報告書兼請求書(別記様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に請求するものとする。 (1) 当該月の補助対象経費の金額が確認できる書類 (2) その他市長が必要と認める書類 (補助金の実績報告) 第8条 補助金の交付を受けた者は、草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金実績報告書(別記様式第4号)に市長が必要と認める書類を添えて、補助金交付年度の翌年度の4月10日までに市長に報告しなければならない。 (補助金の額の確定) 第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象経費が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金額の確定通知書(別記様式第5号)により、補助対象者に通知するものとする。 第10条 市長は、補助対象者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとしたときまたは受けたときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。 2 前項の規定は、補助対象経費について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。 第11条 《省略》 第12条 《省略》 第13条 《省略》 第14条 《省略》 (施設の認定) 第15条 《省略》 《改正後に新設》 (委任) 第16条 《省略》 別表(第4条関係)

改正後				改正前			
補助対象者	補助金の額（小数点以下は、これを切り捨てる。）		交付時期	補助対象者	補助金の額（小数点以下は、これを切り捨てる。）		《改正後に新設》
	補助対象経費	補助率			補助対象経費	補助率	
生活保護の受給者	《現行どおり》		原則当該月の翌月末日まで	生活保護の受給者	《省略》		
就学援助の受給者							
上記以外の者							
<u>別記様式第 1 号（第 5 条第 1 項関係）</u>				《改正後に新設》			
(別添 1 のとおり)							
<u>別記様式第 2 号（第 5 条第 3 項関係）</u>				《改正後に新設》			
(別添 2 のとおり)							
<u>別記様式第 3 号（第 6 条第 1 項関係）</u>				<u>別記様式第 1 号（第 5 条第 1 項関係）</u>			
(別添 3－1 のとおり)				(別添 3－2 のとおり)			
<u>別記様式第 4 号（第 6 条第 1 項第 2 号関係）</u>				《改正後に新設》			
(別添 4 のとおり)							
<u>別記様式第 5 号（第 7 条関係）</u>				<u>別記様式第 2 号（第 6 条関係）</u>			
(別添 5－1 のとおり)				(別添 5－2 のとおり)			
《改正前を削る》				<u>別記様式第 3 号（第 7 条第 2 項関係）</u>			
				(別添 6 のとおり)			
《改正前を削る》				<u>別記様式第 4 号（第 8 条関係）</u>			
				(別添 7 のとおり)			
《改正前を削る》				<u>別記様式第 5 号（第 9 条関係）</u>			
				(別添 8 のとおり)			
<u>別記様式第 6 号（第 13 条関係）</u>				<u>別記様式第 6 号（第 14 条関係）</u>			
(別添 9－1 のとおり)				(別添 9－2 のとおり)			
<u>別記様式第 7 号（第 14 条関係）</u>				<u>別記様式第 7 号（第 15 条関係）</u>			
(別添 10－1 のとおり)				(別添 10－2 のとおり)			

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別添 1

別記

様式第 1 号（第 5 条第 1 項関係）

保護者→市

草津市長 宛

申請者 住 所
名 前
電話番号

草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金対象者認定申請書
年度において、標記の補助金に係る補助対象者として認定されるよう、草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、下記の
とおり申請します。

記

児童 生徒	(フリガ ナ)	
	名前	
	学校学年	学校 第 学年 組
利用施設名		
利用期間		年 月 日から 年 月 日まで
補助対象者区分 ※該当する□にチェッ クを入れてください。		☐ 生活保護の受給者 ☐ 就学援助の受給者 ☐ 上記以外の者

○承諾書（必須）

草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付資格の認定決定に伴い、次のことを承諾しま
す。

1. 私の市税の納付状況、生活保護および就学援助の受給状況の確認をするために、関係機関
（草津市のみ）への照会を行うとともに、補助対象者区分等の情報を施設に提供すること。

2. 学校における児童生徒の出席状況等を確認するために、学校への照会を行うこと。

年 月 日

保護者名 印
生年月日 年 月 日

別添 2

様式第 2 号（第 5 条第 3 項関係）

市→保護者

様

草津市長

草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金対象者認定（不認定）通知書
年 月 日付けで申請のありました草津市フリースクール利用児童生徒
支援対象者の認定について、審査の結果、認定（不認定）としましたので、草津市
フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第 5 条第 3 項の規定により通知し
ます。

記

児童生徒名

利用施設名

補助率

別添 3－1

様式第 3 号（第 6 条第 1 項関係）

保護者→市

草津市長 宛

申請者 住 所
名 前
電話番号 印

草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付申請書兼請求書
年度において、草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金を交付されるよ
う、草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定によ
り、下記のとおり申請します。

記

(フリガナ)		
児童生徒名		
学 校 学 年	学校 第 学年 組	
利用施設名		
授業料 (限度額 40,000 円/月)	年 月 分 円 補助率	
	年 月 分 円	／
	年 月 分 円	
	合 計 円	
交付申請額及び請求額 円		
補助対象者区分 ※該当する□にチェッ クを入れてください。		☐ 生活保護の受給者 ☐ 就学援助の受給者 ☐ 上記以外の者

補助金振込先（※該当する□にチェックを入れてください。）

☐ 代理受領受任者	☐ 申請者口座
銀 行 支 店	
農 用 金 庫 出張所	
信 用 金 庫	
信 用 組 合	
普通 ・ 当座	口座番号
フリガナ	
口座名義	

別添 3－2

様式第 1 号（第 5 条第 1 項関係）

保護者→市

草津市長 宛

申請者 住 所
名 前
電話番号

草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付申請書
年度において、草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金 円を交
付されるよう、草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第 5 条第 1 項
の規定により、下記のとおり申請します。

記

(フリガナ)	
児童生徒名	
学 校 学 年	学校 第 学年 組
利用施設名	
当該施設を選んだ理由	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで (週 日)
補助対象経費	円 (授業料 円/月)
補助対象者区分 ※該当する□にチェッ クを入れてください。	☐ 生活保護の受給者 ☐ 就学援助の受給者 ☐ 上記以外の者

○承諾書（必須）

草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付資格の認定決定に伴い、私の市税の納付状況、生活保護および就学援助の
受給状況の確認をするために、関係機関（草津市のみ）への照会を行うとともに、補助対象者区分等の情報を施設に提供す
ることを承諾します。

年 月 日 保護者名
生年月日 年 月 日